

## 第 19 回滋賀県子ども若者審議会 次第

日 時：令和 6 年 1 月 19 日（金）  
10 時 00 分～12 時 00 分  
場 所：本館 2 階第 2 委員会室

### 1 開 会

### 2 議 事

#### （ 1 ）現行プランにおける子ども施策に係る課題等の状況について

- ・ 現行プランの目標に係る取組の状況（数値目標に係る実績等）[資料 1](#)
- ・ 子育てに関する県民意識調査の概要 [資料 2](#)
- ・ ひとり親家庭等生活実態調査の概要 [資料 3](#)

#### （ 2 ）国および県における最近の動き等について [資料 4](#)

#### （ 3 ）次期「淡海子ども・若者プラン」の策定について 諮問文交付

次期プランの策定に係る検討の進め方等について [資料 5](#)

次期プランの策定に向けた部会の設置について [資料 6](#)

#### （ 4 ）その他

### 3 閉 会

---

#### 〔配付資料〕

- 【資料 1】淡海子ども・若者プラン取組状況
- 【資料 2】子育てに関する県民意識調査（速報値）
- 【資料 3】令和 5 年度ひとり親等家庭実態調査概要版
- 【資料 4】プランの改定に関連する最近の動き等について
- 【資料 5】プラン改定に係る検討の進め方について
- 【資料 6】部会の設置について

滋 子 青 第 1 2 4 号  
令和6年(2024年)1月19日

滋賀県子ども若者審議会会長 様

滋賀県知事 三日月 大造

子ども・若者に関する政策に係る総合的な計画の策定について（諮問）

本県では、滋賀で生まれ、育つ子ども一人ひとりが、心身共に健やかに成長し、社会の主役として育ててほしいと考え、本県における子ども政策の総合的な計画として、令和2年3月に「淡海子ども・若者プラン」を策定し、令和6年度までの5年間を計画期間として事業を実施しているところです。

この間、国においては、こども家庭庁の設置、こども基本法の制定やこども大綱の策定をはじめとして、各種の施策を講じるなど、子ども政策に重点的に取り組んでいます。本県においても、「子ども・子ども・子ども」（独立した主体としての子ども、社会の一員としての子ども、未来への希望としての子ども、それぞれの観点から子どもを尊重する）を、県政の重要な柱として、子どもを真ん中に置いた社会の実現のため、子ども政策の一層の推進を図っているところであり、さらなる子どもの意見の施策への反映や、子どもの視点に立った施策の構築を進めたいと考えています。

こうした状況を踏まえ、滋賀県附属機関設置条例第2条に基づき、本県の子ども政策を総合的かつ計画的に推進するため、こども基本法に基づく都道府県こども計画、子ども・若者育成支援推進法その他の複数の法律に基づく計画等としての本プランの策定の考え方について、貴審議会の意見を求めるものです。

## ○淡海子ども・若者プラン取組状況

## 基本施策1 社会全体で子育て・子育てを応援

基本目標											
（1）子どもの人権が尊重される社会環境づくり											
基本目標											
滋賀県子ども条例に掲げる、「子どもが人権を尊重され、夢をもって健やかに育ち、子どもを安心して育てることのできる環境づくり」を進め、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。											
施策の方向性											
県民、地域の団体、企業や行政など様々な主体が、子どもの人権を尊重し、その可能性を伸ばしていくことが大切であるという意識を育み、相互に連携して各々の責任を果たすなかで、子どもが健やかに成長するための環境づくりを進めます。											
（2）子ども・若者の育成支援についての理解の促進											
基本目標											
社会全体で子ども・若者の育成支援に取り組む意義や子ども・若者の育ちや自立を支える地域づくりの重要性について、県民の理解を深めます。											
施策の方向性											
子育ては社会的に意義のある重要な営みであることや、子ども・若者の育成を見守り、ともに関わり、支える地域づくりが大切であるという意識を育むとともに、子どもの頃から地域活動に参加し、世代間のつながりを大切にする地域づくりを進めます。また、家族のふれあいやぎずなを大切にしながら、男女がともに子育てに関わり、よりよい家庭環境をつくる意識を育みます。											
（3）共生社会に向けた多様なニーズへの支援											
基本目標											
障害の有無や国籍等に関係なく、すべての子ども・若者が、人権を尊重され、安心して安全に、健やかに成長していける共生社会を目指します。											
施策の方向性											
共生社会の実現に向け、障害や病気を抱えた子どもや外国人の子どもとその家族に対して、関係機関等と連携し、きめ細かな支援を行います。											
指標	現状	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	目標の達成見込み	令和5年度実績	令和6年度実績	目標	所管	備考
	平成30年度実績								令和6年度		
家庭教育支援チームを組織する市町数	6市町	6市町	7市町	8市町	11市町	目標達成の見込み			12市町	教委・生涯学習課	
放課後等デイサービス事業所数	2,187人 [平成31年3月サービス提供分]	2,318人 [令和2年3月サービス提供分]	2,668人 [令和3年3月サービス提供分]	2,900人 [令和4年3月サービス提供分]	3,262人 [令和5年3月サービス提供分]	目標達成の見込み			滋賀県障害者プランによる見込量 (2,625人令和2年度)	障害福祉課	滋賀県障害者プラン 2021による見込量 (3,996人令和5年度)
「個別の教育支援計画」を作成している児童生徒の割合(特別支援学級および特別支援学校を除く。)	小学生78.5% 中学生75.5% 高校生87.4%	小学生87.5% 中学生84.5% 高校生79.1%	小学生90.4% 中学生89.9% 高校生83.2%	小学生95.4% 中学生95.2% 高校生80.3%	小学生98.2% 中学生98.7% 高校生88.0%	目標達成に向けた更なる取組が必要			小学生100% 中学生100% 高校生100% (令和5年度)	教委・特別支援教育課	
評価、課題、今後の展開	<p><b>評価</b></p> <p>○長期化するコロナ禍以降、様々な課題を抱えつつ孤立しがちな保護者が増加し、子どもの育ちを地域全体で支えることがさらに求められる中、地域住民等で構成される家庭教育支援チームを組織する市町数は11市町に増加した。</p> <p>○放課後等デイサービスについては、利用ニーズが増加傾向にあるが、事業所数についても近年大幅に増加していることから、必要とされているサービスの提供は概ねできていると考える。</p> <p>○各学校種における「個別の教育支援計画」の作成率は、前年度より上昇し、計画の意義の理解、作成体制の構築が進んできたと考えられる。</p> <p><b>課題、今後の展開</b></p> <p>○各地域の状況に応じた「届ける家庭教育支援」が求められることから、今後の取組拡大に向けて新たな市町での取組と持続可能な体制づくり、人材育成・確保のための専門的な講座の開催、市町担当者とのネットワークづくりと伴走支援により県域への訪問型家庭教育支援の普及拡大を図る。</p> <p>○放課後等デイサービス事業所数の増加に伴い、支援の質の向上が課題となっている。また、重症心身障害児や医療的ケア児を受け入れ可能な事業所が南部圏域に偏在していることから、他圏域でも必要なサービスが提供されることを目指す。</p> <p>○「個別の教育支援計画」の作成率は目標に近づいてきているが、作成した計画の活用が十分でないという課題がある。 小中学校に対しては、県主催の研修会のほか、市町教育委員会や学校への訪問を通じての啓発等により、両計画の作成と活用の推進、内容の充実等を図る。 高等学校に対しては、県立高等学校に巡回指導員を派遣し指導助言を行うとともに、研修を通して特別支援教育コーディネーターの資質を向上させ、高等学校全体の特別支援教育に関する体制整備や課題解決を進める。</p>										



○淡海子ども・若者プラン取組状況

基本施策2 安心・安全な子育て環境

(1) 安心・安全に子どもを生み育てることができる環境づくり	
基本目標 結婚から妊娠、出産、子育てへと切れ目ない子育て支援により、出産や子育てに対する自信や安心感を持ち、子どもが安心・安全に生まれ育っていきける環境をつくります。	施策の方向性 子どもを生み、育てることへの希望を高めるとともに、それらに対する不安を解消し、子どもが安心・安全に成長することができるよう、周産期医療体制の充実や、子どもの健康の確保のための取組を推進します。
(2) すべての子育て家庭の多様なニーズに対する支援の充実	
基本目標 すべての子育て家庭の多様なニーズに対応した地域における子育て支援の充実を図り、子育ての不安や負担感を解消します。	施策の方向性 子育ての不安や負担感の解消を図るため、子育てに関する相談機能の充実や、在宅で子どもを保育する家庭のニーズに対する一時預かり、就労しながら子育てをする家庭のニーズに対する放課後児童クラブやファミリー・サポート・センターによる支援、障害のある子どもへの支援など、多様かつ、個々のニーズに応じた子育て支援の充実を図ります。
(3) 子どもの育ちを支える就学前の教育・保育の充実	
基本目標 就学前の乳幼児期は、子どもの人格が形成される重要な時期であり、子どもの健全な成長が促されるよう就学前教育・保育の充実を図り、適切な教育・保育を提供します。	施策の方向性 潜在的ニーズも含め早期に待機児童の解消を図り、教育・保育を必要とする子どもが確実にこれらのサービスの提供を受けられるよう、認定こども園、保育所および幼稚園の計画的な整備や地域型保育事業(家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育および事業所内保育)の設置を促進します。また、認定こども園、保育所および幼稚園における教育・保育の充実を図るため、また、障害のある子どもへのきめ細かな保育の実施が図られるよう、それらを担う人材の確保や資質の向上を図ります。
(4) 子どもの安全確保や子育てにやさしいまちづくり	
基本目標 子どもが事件や事故の被害にあわないよう、安全確保に努めるとともに、子どもたちが自らの身を守る力を育てます。 また、子どもや子育て家庭が安心して暮らせる環境をつくります。	施策の方向性 子どもや子育て家庭がゆとりと安心感を持って毎日の生活が送れるよう、住宅、道路、公共施設などの生活環境全般にわたって、子育てにやさしい環境を整備するとともに、子どもを事故や災害から守るための取組を推進します。
(5) 仕事と家庭の両立支援	
基本目標 男女がともに子育てに関わり、子育ての喜びや悩み、責任を分かち合っていけるよう、仕事と家庭の両立ができる社会環境をつくります。	施策の方向性 長時間労働の抑制や育児休業の取得など個人の状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択できる社会環境づくりを進めるため、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の取組を促進します。 また、仕事と家庭の両立を支援する環境づくりを進めるとともに男性が積極的に子育てに関わる機運を醸成し、子育て期の女性の就労継続や再就職を支援します。

指標	現状	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	目標の達成見込み	令和5年度実績	令和6年度実績	目標	所管	備考
	平成30年度実績								令和6年度		
周産期の死亡児数 (出産1,000人あたり人数)	3.2人 [平成29年]	3.3人 [平成30年]	4.3人 [令和元年]	2.7人 [令和2年]	1.7人 [令和3年]	目標を達成する見込み			H29～R4の平均値が 全国平均より低い(R5 目標)	子ども・青少年局	
認定こども園等利用定員数											
3歳以上の認定こども園(教育標準時間認定)、幼稚園利用定員数	24,444人	23,950人	23,869人	23,500人	22,522	目標を達成する見込み			20,149人	子ども・青少年局	
3歳以上の認定こども園(保育認定)、保育所利用定員数	20,631人	21,291人	22,157人	22,891人	23,176	目標達成に向けた更なる取組が必要			24,591人	子ども・青少年局	
3歳未満の認定こども園(保育認定)、保育所、小規模保育等利用定員数	13,487人	14,325人	14,945人	15,506人	15,751	目標達成に向けた更なる取組が必要			16,760人	子ども・青少年局	
一時預かり事業の実施											
一時預かり事業(幼稚園型)提供体制	182,681人 (利用者数)	258,911人	358,072人	400,207人	413,917人	目標を達成する見込み			308,277人	子ども・青少年局	
一時預かり事業(幼稚園型以外)提供体制	47,019人 (利用者数)	50,277人	59,748人	76,222人	73,882人	目標達成に向けた更なる取組が必要			81,690人	子ども・青少年局	

指標	現状	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	目標の達成見込み	令和5年度実績	令和6年度実績	目標	所管	備考
	平成30年度実績								令和6年度		
延長保育提供体制	7,778人 (利用者数)	13,643人	12,621人	13,234人	13,748人	目標を達成する見込み			13,994人	子ども・青少年局	
病児保育提供体制	16,858人 (利用者数)	14,722人	21,744人	22,599人	24,058人	目標を達成する見込み			23,590人	子ども・青少年局	
利用者支援事業実施か所数											
基本型	22か所	26か所	29か所	30か所	31箇所	目標達成に向けた更なる取組が必要			39か所	子ども・青少年局	
特定型	6か所	7か所	7か所	8か所	6箇所	目標達成に向けた更なる取組が必要			12か所	子ども・青少年局	
母子保健型	26か所	26か所	28か所	28か所	29箇所	目標を達成する見込み			27か所	子ども・青少年局	
地域子育て支援拠点事業拠点数	88か所	91か所	87か所	85か所	93か所	目標を達成する見込み			90か所	子ども・青少年局	
子育て短期支援事業提供体制 (ショートステイ)	214人 (利用者数)	262人	587人	645人	748人	目標を達成する見込み			698人	子ども・青少年局	
子育て短期支援事業提供体制 (トワイライトステイ)	165人 (利用者数)	212人	166人	215人	222人	目標達成に向けた更なる取組が必要			235人	子ども・青少年局	
ファミリー・サポート・センター事業提供体制	17,319人 (利用者数)	17,228人	16,016人	17,374人	15,908人	目標達成に向けた更なる取組が必要			19,506人	子ども・青少年局	
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)利用定員数	17,041人 (H30.5.1 利用児童数)	19,610人	22,136人	21,595人	23,006人	目標を達成する見込み			23,678人	子ども・青少年局	
乳児家庭全戸訪問事業実施率	81.9%	80.8%	68.9%	66.7%	77.6%	目標達成に向けた更なる取組が必要			100%	子ども・青少年局	
養育支援訪問事業訪問数	5,036人	5,289人	5,227人	5,248人	5,817人	目標達成に向けた更なる取組が必要			6,062人	子ども・青少年局	

指標	現状	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	目標の達成見込み	令和5年度実績	令和6年度実績	目標	所管	備考
	平成30年度実績								令和6年度		
妊婦健診提供体制	139,799回 [平成29年度]	132,581回	125,547回	123,724回	120,084回	目標達成は困難			155,703回	子ども・青少年局	
産前・産後サポート事業の取組市町数	15市町	15市町	15市町	16市町	全市町	目標達成の見込み			全市町	子ども・青少年局	
産後ケア事業の取組市町数	15市町	18市町	18市町	全市町	全市町	目標達成の見込み			全市町	子ども・青少年局	
認定子ども園等従事者数(幼稚園教諭・保育士等)	9,744人	10,108人	10,315人	10,509人	10695人	目標達成に向けた更なる取組が必要			11,933人	子ども・青少年局	
ワーク・ライフ・バランス推進企業登録数(従業員数100人以下の企業)	555社	589社	601社	616社	622社	目標達成に向けた更なる取組が必要			730社	労働雇用政策課	
男性の育児休業取得率	4.1%	3.8%	14.5%	13.2%	21.8%	既に目標を上回っている			6.0%	労働雇用政策課	
評価、課題、今後の展開	<p>評価</p> <p>○市町の保育ニーズに対応した認定子ども園等の施設整備を支援することにより定員拡充を行った。</p> <p>○周産期死亡率、産前・産後サポート事業・産後ケア事業の実施市町数等はすでに目標達成しており、妊婦健診提供体制も確保できていることから、妊娠・出産前後の安心・安全な環境を提供できている。</p> <p>○子育て支援事業については、市町の子ども・子育て支援事業計画の目標により、本プランの目標を設定しているため、達成するためには市町の現状や課題、取り組みを把握し、目標達成に向けて支援していく必要がある。</p> <p>○ワーク・ライフ・バランス推進企業登録数については、コロナ禍に加え、物価高騰等の影響により多くの中小企業が事業の継続に注力されたこともあり、新規登録とあわせて更新手続きについても低調であった。</p> <p>○男性の育児休業取得率は令和2年度から令和6年度の目標値を大きく上回る値となっている。</p> <p>課題、今後の展開</p> <p>○待機児童の解消に向けて引き続き定員確保が必要であるが、施設の統廃合や定員の減調整が行われている地域もあるため、将来を見据えた計画的な施設整備が求められる。</p> <p>○すべての子育て家庭を対象に、地域のニーズに応じた様々な子育て支援の充実が図られるよう、引き続き市町へ働きかける。</p> <p>○平成31年から働き方改革関連法が順次施行され、長時間労働の抑制等多様な働き方の実現や女性をはじめとする多様な人材が活躍するための法整備は整いつつあるが、企業規模が小さい企業ほど仕事との両立がしやすい職場環境が整っていない現状がある。今後、働き方改革サポート診断事業により中小企業の取組を促進するとともに、労働局等の関係機関と連携するなど周知活動を強化することで、引き続き目標達成を目指す。</p> <p>○育児・介護休業法の改正により、「産後パパ育休」制度の創設をはじめとして、男性の育児休業がより取得しやすくなってきた(令和4年10月1日施行)。男性の育児休業取得率については、令和2年度から目標値を大きく上回っているところであるが、仕事と家庭の両立を支援する環境づくりとともに、男性が積極的に子育てに関わる機運を引き続き醸成し、子育て期の女性の就労継続や再就職を支援する。</p>										





○淡海子ども・若者プラン取組状況

基本施策3 子ども・若者の健やかな育ち

（1）様々な主体の参画による子どもを地域で支え育む取組の推進											
基本目標 社会全体で子ども・若者の育成支援に取り組む意義や子ども・若者の育ちや自立を支える地域づくりの重要性について、県民の理解を深める取組を進めるとともに、安全で安心な子どもの居場所や活動拠点を確保し、地域全体で子どもを育てる環境をつくります。		施策の方向性 子育ては社会的に意義のある重要な営みであることや、子どもの育成にもに関わり、支える地域づくりが大切であるという意識を育むとともに、地域のなかでの子どもたちの居場所や遊ぶ場の確保に取り組めます。									
（2）「生きる力」を育む学校教育等の充実											
基本目標 基本的な生活習慣の定着など子どもの「学ぶ力」の向上を基盤に、子どもが確かな学力、豊かな人間性や社会性を備え、個性的で創造性に富み、互いの人権を尊重し、公の心を持って社会に貢献し、自ら未来を切り拓いていくことのできるたくましさを身に付けます。		施策の方向性 子どもが社会の一員として個性を伸ばしながら成長し、自立していくための基礎を身につけられるよう「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」「滋養の自然や地域と共生する力」を育むため、学びや体験の機会を確保します。									
（3）若者の社会的自立・職業的自立の促進											
基本目標 子ども・若者が、次代の社会の担い手として、他者や地域社会との関わりを自覚しつつ、自立した個人として自信と誇りを持ち、社会の中で自らの持つ力を発揮できることを目指します。		施策の方向性 社会の一員としての意識を育み、社会の中で自らの持つ力を発揮していけるよう、地域活動や社会貢献活動などへの主体的な社会参画を促すとともに、若者が能力と適性に合った職業を選択し、職業人として自立していけるよう支援します。									
指標	現状	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	目標の達成見込み	令和5年度実績	令和6年度実績	目標	所管	備考
	平成30年度実績								令和6年度		
遊べる・学べる淡海子ども食堂開設数	115か所	130箇所	142箇所	153箇所	175箇所	目標達成に向けた更なる取組が必要			300か所	子ども・青少年局	
淡海子育て応援団等の地域協力事業所数	1,795店舗	1,979店舗	2,158店舗	2,256店舗	2,300店舗	目標達成に向けた更なる取組が必要			2,120店舗→2,400店舗	子ども・青少年局	
しがこども体験学校参加団体数	155団体	157団体	161団体	172団体	179団体	目標達成に向けた更なる取組が必要			200団体	子ども・青少年局	
評価、課題、今後の展開	<p>評価</p> <p>○「子どもの笑顔はぐくみプロジェクト」を通じた公私協働のサポート等を継続して実施することで、子ども食堂開設数は175箇所に増加し、地域の中での子どもたちの居場所の確保につながっている。</p> <p>○社会全体で子育てを応援する機運の醸成を進めるため、子育てを応援するサービスの実施を賛同する企業等に働きかけ、「淡海子育て応援団」として登録される地域協力事業数は年々増加しており、社会全体で子どもを育てる環境につながっている。</p> <p>○しがこども体験学校参加団体数は、子どもたちへの広報パンフレットを見て参加希望を示されるなど順調に増えている。</p>										
	<p>課題、今後の展開</p> <p>○引き続き企業に子育てを応援するサービスの実施を働きかけ、「淡海子育て応援団」への登録を促すとともに、多様な人々を子どもの居場所づくりに巻き込んでいこう、子ども食堂も含めた子どもの居場所づくりに取り組む団体・事業者等を支援し、社会全体で子どもを育てる環境づくりを進める。</p> <p>○しがこども体験学校の実施にあたっては、県内の地域により参加団体数に差があるため、北部を中心に新規開拓をしていく。引き続き周知に努め、子どもたちの体験活動の充実につなげていきたい。</p>										



○淡海子ども・若者プラン取組状況

基本施策4 青少年の健全な成長

(1) 青少年の健全育成の推進											
基本目標		施策の方向性									
青少年を取り巻く環境の整備や青少年の健やかな成長を阻害する恐れのある行為および環境から青少年を保護するとともに、青少年が自らのもつ力を発揮しながら、たくましく生きることができ環境整備をします。		青少年が犯罪や事故などに巻き込まれないよう安全を確保するとともに、健やかに成長するための環境を整備します。									

(2) いじめの加害者や非行少年等への対応											
基本目標		施策の方向性									
いじめの加害や非行を行った子どもを、福祉的な支援が必要な要保護児童と捉えて、関係機関が連携して適切に対応します。また、非行などの課題がある青少年への立ち直り支援や社会生活上の困難を有する子ども・若者への切れ目ない支援を行います。		いじめの加害者や非行少年に対して、その背景にある、子どもや家族の抱える問題を把握するために関係機関が情報共有したうえで、適切な役割分担を行い、必要な支援に取り組みます。また、非行などの課題がある青少年が、命の大切さを学び、自分自身を見つめ直し、自立に向け健やかに成長していけるよう、関係機関との連携のもと、生活習慣の改善、就学・就労支援、居場所づくりなど、青少年の立ち直りを支援します。さらに、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対して、多様な機関が連携して、切れ目ない支援を行います。									

指標	現状		令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	目標の達成見込み	令和5年度実績	令和6年度実績	目標	所管	備考
	平成30年度実績									令和6年度		
しが若者ミーティング参加者数	-		-	中止	37人	35人	目標達成に向けた更なる取組が必要			300人	子ども・青少年局	
青少年立ち直り支援センター(あすくる)での支援プログラム終了率	82.7% (H26~H30の平均約75%)		77.4%	62.5%	88.2%	76.20%	転出等による支援の打ち切りが増加したものであり、継続的な支援により目標達成の可能性あり。			80.0%	子ども・青少年局	
滋賀県青年大会参加者数	375人		390人	中止	44人 新型コロナウイルスにより、体育の部は中止とし、文化の一部の種目のみ実施。	280人	コロナ禍を経て、従来の形に戻りつつあるため、さらなる周知により、目標達成の可能性あり。			500人	子ども・青少年局	
住んでいる地域の行事に参加したことがある児童・生徒の割合 (「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合の合計)	全国平均(小:62.7%、中:45.6%)を上回る 小学生 72.5% 中学生 52.4%		全国平均(小:68.0%、中:50.6%)を上回る 小学生 77.2% 中学生 58.7%	全校調査は中止 県独自調査の結果 小学生 73.3% 中学生 52.4% ※ほぼ全ての小中学校(1,2クラス抽出)で調査を実施	全国平均(小:58.1%、中:43.7%)を上回る 小学生 67.7% 中学生 51.3%	全国平均(小:52.7%、中:40.0%)を上回る 小学生 63.6% 中学生 49.1%	令和4年度の数値が下がったことについては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、地域の行事が減ったことが関係していると思われる。今後、地域の行事が開催されれば増加する見込みがある。			全国平均を上回り、かつ 小学生 80.0% 中学生 70.0%	教委・幼小中教育課	
携帯電話等フィルタリング設定率	52.9%		69.9%	74.2%	82.8%	80.9%	目標達成の見込み			65.0%	子ども・青少年局	

評価、課題、今後の展開	評価
	課題、今後の展開

○しが若者ミーティングや滋賀県青年大会は、参加者数は目標に達していないものの、参加者にとっては若者の社会参画意識の向上や地域活動等への主体的な参画促進に向けたきっかけづくりとなった。

○少年センターに設置された青少年立ち直り支援センター機能(あすくる)の活用により、市町や学校、関係機関との連携のもと、少年の状況に応じた個別支援プログラムに基づく就学・就労・生活改善等の支援を行い、非行少年、問題行動を起こす少年らの立ち直り、学校復帰等につながった。学校、警察等の関係機関と連携し、通所による支援だけでなく、アウトリーチによる訪問支援も取り入れ、途切れない支援活動を実施した。

○児童・生徒の地域行事への参加率は、全国平均と比べて高く、令和元年度までは増加していたが、令和2年度以降は減少している。これは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、地域行事が減少または中止されたことが原因であると考えられる。

○引き続き青少年団体の活性化や青少年の健全育成を推進するため、活動に参加する青少年を増やすとともに、参加者のネットワークを広げていく必要がある。

○非行少年の置かれている環境は様々であり、立ち直り支援を進めるためには、対象少年の特性にあった支援プログラムの推進と、支援する者の知識・技術の向上、関係機関との連携強化および情報共有を図る必要がある。また、支援対象少年には不登校・ひきこもりなどの心の問題を抱える者が増加傾向にあることから、専門機関等との情報交換等の連携を図る必要がある。通所しやすい環境を整備するため、少年センターやあすくるの増設に向けた検討が必要である。

○児童・生徒の地域行事への参加機会が減少したことで、地域との関わりが希薄になっていくことが懸念される。今後、地域行事の再開が期待できるため、児童・生徒が積極的に参加できるよう、学校と地域が連携して働きかけを行う等の取組を進めていく必要がある。



○淡海子ども・若者プラン取組状況

基本施策5 社会的養護の推進

(1) 児童虐待の未然防止	
基本目標 児童虐待によって子どもが傷つくことがないよう、子どもや保護者が必要な支援につながる取組により、児童虐待を起こさない地域づくりを進めます。	施策の方向性 児童虐待が子どもに及ぼす影響や、社会全体で地域の子どもの見守り、育てていくことの重要性等について県民の理解を促し、社会全体で児童虐待防止に取り組む意識の醸成を進めます。 児童虐待は、①保護者の養育能力や社会的未熟、②経済的困窮や育児の過重負担、③親族、地域との関係の希薄化に伴う社会的孤立、④保護者から見た子どもの育てにくさなど、これらが複雑に絡み合って生じることが多いことから、児童虐待を起こさない社会の実現に向けて、子育ての負担感、不安感を少なくするため、多様なニーズに応え、きめ細かな子育て支援の推進を図り、子育てを地域の様々な関わりの中で支えています。
(2) 児童虐待の早期発見・早期対応	
基本目標 保健・医療・福祉・教育等の関係機関と連携し、早期発見と早期対応に取り組む、児童虐待の重篤化を防ぎます。	施策の方向性 保健・医療・福祉・教育等の子どもに関わる機関は、養育環境に何らかの問題を抱え、養育が困難な状況に陥る家庭を早期に把握していく必要があります。 このため、市町とも情報を共有しながら、このような状況にある家庭の養育に関し、助言・指導等を行うことにより適切な養育の確保を図ります。
(3) 子どもの保護・ケア	
基本目標 社会的養護を必要とする子どもに、安全・安心で人権の尊重された生活の場を提供します。	施策の方向性 家庭養育優先原則に基づき、家庭における養育が困難な場合は、特別養子縁組または「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親・ファミリーホームへの委託を進めます。 また、子どものニーズに応じてできる限り良好で家庭的な環境で生活できるよう、児童養護施設の小規模かつ地域分散化を進めます。 なお、児童養護施設は、日常的に専門的なケアを必要とする子どもへの支援や、子どもの情緒や行動上の問題の解消・軽減を図りながら、早期の家庭復帰、あるいは養子縁組、里親委託へとつなげていく役割も担っていることから、本県では里親および児童養護施設の双方による社会的養護を推進します。
(4) 親子関係の修復・家庭復帰、子どもの自立支援	
基本目標 社会的養護のもとにある子どもとその保護者の絆の再構築に取り組むとともに、将来にわたって自立した生活ができる社会をつくります。	施策の方向性 施設への入所や里親委託は、子どもへの支援の最終目標ではなく、子どもと保護者との関係の修復に取り組んでいきます。 また、措置を解除となった子どもが、安定した社会生活を送ることができるように、関係機関が連携・協力して子どもの自立を支援していきます。
(5) 子ども家庭相談センターの機能強化と市町・関係機関との連携強化	
基本目標 子ども家庭相談センターの組織としての対応力を強化するとともに、市町や関係機関との積極的な連携を図り、児童虐待への対応を強化します。	施策の方向性 子ども家庭相談センターが、組織としての高い専門性を発揮できるよう、機能強化を図るとともに、市町や関係機関と積極的な連携を図り、県全体の子ども家庭相談体制の強化を図っていきます。

指標	現状	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	目標の達成見込み	令和5年度実績	令和6年度実績	目標	所管	備考
	平成30年度実績								令和6年度		
里親のもとや児童養護施設等において、「子どもの権利ノート」の内容を知っている子どもの割合	37.6%	-	-	42.2%	-	施設訪問時や研修等、職員・里親に対する周知啓発を継続し、目標達成を目指す。			100%	子ども・青少年局	
里親のもとや児童養護施設等において、「安心して暮らすことができている。」と感じている子どもの割合	-	-	-	72.7%	-	目標達成に向けた更なる取組が必要			100%	子ども・青少年局	
養育支援訪問事業で家事支援をメニュー化している市町数	10市町	11市町	11市町	11市町	11市町	目標達成に向けた更なる取組が必要			全市町	子ども・青少年局	
産婦健康診査事業の取組市町数	2市	2市	2市	2市町	2市町	令和5年度から集合契約により実施市町増加。目標達成に向けた更なる取組が必要			全市町	子ども・青少年局	
里親等委託率	34.3%	36.5%	34.7%	35.9%	35.6%	目標達成に向けた更なる取組が必要			48.3%		
3歳未満	28.6%	45.5%	14.3%	21.7%	42.1%	目標達成に向けた更なる取組が必要			52.2%	子ども・青少年局	
3歳以上就学前	25.0%	22.6%	38.5%	42.3%	33.3%	目標達成に向けた更なる取組が必要			46.2%	子ども・青少年局	
学童期以降	35.7%	37.5%	36.2%	36.6%	35.5%	目標達成に向けた更なる取組が必要			48.2%	子ども・青少年局	

指標	現状	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	目標の達成見込み	令和5年度実績	令和6年度実績	目標	所管	備考
	平成30年度実績								令和6年度		
養育里親の新規登録者数(世帯)	19世帯	25家庭	21世帯	19世帯	25世帯	目標達成の見込み			20世帯/年	子ども・青少年局	
中学校区別の養育里親登録率	68.0%	72.2%	75.3%	76.8%	81.1%	目標達成に向けた更なる取組が必要			100%	子ども・青少年局	
里親のもとや児童養護施設等で暮らす子どもの進学率および就職率	83.1%	92.2%	81.1%	97.9%	—	目標達成に向けた更なる取組が必要			100%	子ども・青少年局	令和4年度実績は集計中
乳児院および児童養護施設における一時保護専用施設数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	2箇所	目標達成の見込み(令和5年度に、児童養護施設小鳩の家が対象施設となったため)			3箇所	子ども・青少年局	令和4年度に新たに対象施設となったのは児童養護施設守山学園
小規模かつ地域分散化された児童養護施設等の定員数(本体施設から地域へ移行する定員数)	36人(6箇所)	30人(5箇所)	36人(6箇所)	42人(7箇所)	71人(12箇所)	目標達成の見込み(令和5年度、6年度に向け、すでに小規模化・分散化の計画があるため)			78人(13箇所)	子ども・青少年局	湘南学園:2箇所11人 小鳩の家:6か所36人 守山学園:3か所18人 鹿深の家:1か所6人
市町子ども家庭総合支援拠点設置数	4市	5市	8市	11市	15市町	目標達成に向けた更なる取組が必要			全市町	子ども・青少年局	
評価、課題、今後の展開	<p>評価</p> <p>○産後うつ発見の早期発見、支援のきっかけとして重要である産婦健診について取り組む市町を増やすため、令和4年度集合契約開始のための支援を実施した。</p> <p>○若者にコミュニケーション手段として広く普及しているSNSによる相談の窓口を設けることで、窓口の多様化を図り、これまで相談に繋がりにくかった若者等が相談しやすい環境を整備した。</p> <p>○令和6年度に東近江圏域(日野町)に設置を予定している新たな子ども家庭相談センターの準備を計画的に進め、子どもの安全・安心を最優先に、市町と連携して迅速かつ適切に対応できる体制の強化に向けて取り組んでいる。</p> <p>○令和2年3月に改訂した「滋賀県児童虐待防止計画」に基づき、令和3年度から里親のリクルート、認定研修、養成、マッチング、登録後支援を包括的に行うフォスタリング業務を県内社会福祉法人に委託し、質の高い里親の養成を図ることで、子どもにとって最適な里親の提案を行うとともに、里親の情報を一元的に管理することで、市町への里親情報の提供など新たな支援に取り組んでいる。</p>										
	<p>課題、今後の展開</p> <p>○産後うつは児童虐待のハイリスク要因であり、早期発見・支援のための産後健診について実施市町の増加に向けて引き続き働きかけていく。</p> <p>○児童虐待相談件数は年々増加し、対応も複雑化・困難化していることから、子ども家庭相談センターがより専門性を発揮し、県内いずれの地域においても、より丁寧なケース支援、より迅速な緊急対応ができる体制づくりを行い、市町や関係機関と連携しながら県全体の子どもの家庭相談体制を強化する必要がある。</p> <p>○家庭養育優先原則に基づき、「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親・ファミリーホームへの委託を積極的に推進することとしており、里親制度の普及啓発や里親支援の更なる強化が必要である。</p>										

○淡海子ども・若者プラン取組状況

基本施策6 子どもの貧困対策

(1) 子どもの能力および可能性を最大限伸ばすための教育支援	
基本目標 学校教育により学力を保障するとともに、学校を窓口とした福祉関係機関との連携や経済的支援を通じた教育費負担の軽減を図ります。	施策の方向性 貧困の連鎖を防ぐため幼児教育・保育の質の向上を図るとともに、子どもが小学校における生活や学習へ円滑に移行できるよう、保幼小連携を推進します。また、子どもの貧困の背景にある原因を把握・分析し、学校や地域での放課後学習の取組、福祉関係機関との連携など、学校を拠点とした子どもの貧困対策の展開や教育費負担の軽減に取り組みます。
(2) 貧困の状況にある子どもを社会的孤立に陥らせないための生活支援	
基本目標 相談事業等の充実を図ることなどにより、貧困の状況にある子どもが社会的に孤立しないようにします。	施策の方向性 保護者が仕事と家庭の両立ができるよう、保育サービスの充実や、日常生活や健康面のサポートを行うとともに、子どもの居場所づくりや進学・就労など、子どもが安心して生活することができるよう、支援の充実を図り、関係機関の連携や体制整備などを進めます。
(3) 一定の収入を得て生活の安定を図るための就労支援	
基本目標 貧困の状況にある世帯が一定の収入を得て、安定した生活ができるよう、保護者および子どもに対する就労支援を行い、就労機会の確保を図り、経済的自立を目指します。	施策の方向性 保護者に対しては、就職やキャリアアップにつながる資格の習得、個々の状況に応じた自立支援計画の策定や学び直し、困難を有する子どもに対しては、学校と就労支援機関との連携により、希望に応じた就職支援を進めます。
(4) 世帯の生活を下支えするための経済的支援	
基本目標 生活保護や各種手当など、金銭の給付や貸与、現物給付(サービス)等を組み合わせた経済的支援を進め、世帯の生活の基礎を下支えします。	施策の方向性 ひとり親に対する児童扶養手当、福祉医療費助成、母子父子寡婦福祉資金の貸付や養育費確保支援、生活保護世帯に対する教育扶助等などの経済的支援を行い、生活の安定を図ります。

指標	現状	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	目標の達成見込み	令和5年度実績	令和6年度実績	目標	所管	備考
	平成30年度実績								令和6年度		
ひとり親家庭の親の就業率(正社員)	母子:41.3% 父子:67.5%	-	-	-	母子:47.8% 父子:69.6%	母子:目標達成の見込み 父子:目標達成に向けた更なる取組が必要			母子:44.0% 父子:77.8%	子ども・青少年局	
スクールソーシャルワーカー(SSW)の支援学校数およびスクールカウンセラー(SC)の配置・派遣率	【SSW】 SSWが支援した学校数:184校 【SC】 SCの配置・派遣率:95.6%	【SSW】 SSWが支援した学校数:183校 【SC】 SCの配置・派遣率:94.0%	【SSW】 SSWが支援した学校数:188校 【SC】 SCの配置・派遣率:92.8%	【SSW】 SSWが支援した学校数:204校 【SC】 SCの配置・派遣率:95.6%	【SSW】 SSWが支援した学校数:204校 【SC】 SCの配置・派遣率:95.0%	【SSW】 目標達成の見込み 【SC】 目標達成の見込み			【SSW】 SSWが支援した学校数:200校 【SC】 SCの配置・派遣率:100%	教委・幼小中教育課	
就学援助制度に関する周知状況	進級時 89.5% 入学時 94.7% [平成29年度]	進級時 94.7% 入学時 100%	進級時 94.7% 入学時 100%	進級時 94.7% 入学時 100%	進級時 100% 入学時 100%	引き続き全市町で進級時および入学時に対象児童生徒に就学援助制度の書類を配布することで、目標達成の見込み			進級時 100% 入学時 100%	教委・幼小中教育課	
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	92.2% [平成28年度]	98.3% [平成30年度]	96.2% [令和元年度]	93.6% [令和2年度]	92.4% [令和3年度]	引き続き令和6年度目標達成に向けて対象者を支援していく。			99.2%	健康福祉政策課	
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	6.3% [平成28年度]	3.6% [平成30年度]	3.1% [令和元年度]	3.3% [令和2年度]	2.4% [令和3年度]	引き続き令和6年度目標達成に向けて対象者を支援していく。			1.10%	健康福祉政策課	

評価、課題、今後の展開	評価 ○SSW,SCともに支援学校数や配置・派遣率は、高い水準を保っており、子どもの支援の充実につながっている。 ○【就学援助に関する周知状況】前年度から比較すると、進級時の周知も全19市町が実施できたことで就学援助の申請ができる環境が整っている状態である。 ○生活保護世帯に属する子どもに対して、学習支援や生活習慣・社会性の育成支援を行い、子どもの学習意欲の向上や健全な成長を促すとともに、高等学校就学時に入学考査料や入学金を含む高等学校等就学費を支給する等金銭的支援を行うことにより、高等学校等進学率および中退率の改善が図られている。
	課題、今後の展開 ○SSW,SCともに支援学校数や配置・派遣率の増加には配置時間の拡充が必要であり、財源の確保が課題である。今後はSSW,SCの支援が課題を抱える子どもたちに行き届くよう、効果的な活用について啓発する。 ○【就学援助に関する周知状況】引き続き対象児童に周知するように依頼して、全市町で進級時および入学時において周知率100%を継続を目指し経済的な支援を実施する。 ○全県的に高等学校進学率および中退率の更なる改善を図るため、生活保護世帯に属する子どもの支援にあたるケースワーカーが子どもの目線をもった支援や指導を行えるよう、研修等を通して資質向上を図る。 ○引き続き、支援対象の子ども世帯に教育扶助および生業扶助等を支給して生活の安定を図るとともに、関係機関と連携し、修学支援等適切な支援につなげていく。





○淡海子ども・若者プラン取組状況

基本施策7 ひとり親家庭への支援

(1) 自立のための就労支援	
基本目標 ひとり親家庭の自立や生活の安定、向上に向け、その就業を支援し、就業により十分な収入を安定的に確保します。	施策の方向性 ひとり親が自分らしいと思える生活の実現をめざして、経済的に自立した生活ができるよう、就職やキャリアアップにつながる資格の習得、個々の状況に応じた自立支援計画の策定などの就労支援を進めます。また、子どもの成長に伴い変化する働き方に対する希望にも柔軟に対応できるよう企業に対するひとり親の理解促進を図ります。
(2) 安心・安全な子育て・子育てのための生活支援	
基本目標 ひとり親が安心して子育てができるよう多様な保育サービスや日常生活面の支援の充実、教育環境の充実を図り、子どもの健やかな育ちを支えます。	施策の方向性 ひとり親が安心して、子育てと仕事の両立ができるよう、多様なニーズに対応する延長保育、病児保育および一時預かりなどの子育て支援策や、家事援助など生活面のサポートなどを着実に推進します。また、子どもの健やかな育ちを支えるため、学習支援、進学のための資金貸付などの経済的支援により、教育環境の充実を図ります。
(3) 生活の安定と自立のための経済的支援	
基本目標 経済的支援によりひとり親の生活の安定と経済的自立を目指します。	施策の方向性 ひとり親家庭となり不安を抱える中、県営住宅の入居など生活基盤確保の支援や各種手当などの経済的支援を行い、生活の安定を図ります。また、離婚にあたって、養育費負担の取決めを行うことなどについて、広報・啓発活動を行っていきます。
(4) きめ細かな相談体制と情報提供	
基本目標 ひとり親家庭が抱える生活、就業等に関する様々な悩みについて、相談体制や情報提供の充実を図り、ニーズに合ったきめ細やかな支援を提供します。	施策の方向性 ひとり親家庭の子育てをはじめとした様々な悩みに対し、特に支援を必要としているひとり親家庭に情報や支援が行き届くよう、広報誌やホームページを活用した情報提供や相談窓口の周知を図るとともに、母子・父子自立支援員や就業支援員などによる情報提供や相談体制を充実します。

指標	現状	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	目標の達成見込み	令和5年度実績	令和6年度実績	目標	所管	備考
	平成30年度実績								令和6年度		
母子家庭等就業・自立支援センターの取組による就業者数(累計)	130人	135人	144人	128人	100人	目標達成に向けた更なる取組が必要			750人 (R2～R6累計)	子ども・青少年局	
ひとり親家庭の子どもの進学率(大学等への進学率)	61.4%	-	-	-	70.5%	目標達成の見込み			71.4%	子ども・青少年局	
養育費を受け取っている母子家庭の割合	33.3%	-	-	-	40.8%	目標達成に向けた更なる取組が必要			50.0%	子ども・青少年局	
母子家庭の暮らし向きに対する意識:(たいへん)苦しいの割合	65.2%	-	-	-	67.0%	目標達成に向けた更なる取組が必要			国民生活基礎調査における児童のいる世帯の生活意識の状況「大変苦しい」「やや苦しい」の計(R5年) 参考:H30年 62.1%	子ども・青少年局	

評価、課題、今後の展開	評価 ○ひとり親家庭に対して自立支援プログラムを策定し、就業を軸とした自立を図るとともに、高等職業訓練促進給付金の支給や民間教育訓練機関等による職業訓練を実施し、就労の促進を図ることができた。 ○養育費の啓発リーフレットを作成・配布したり、公正証書の作成に係る経費を補助したりすることにより、養育費の履行確保に資する取組を行うことができた。 ○母子・父子自立支援員やひとり親家庭福祉推進員の活動を通して、支援を必要としているひとり親家庭に対し情報(サポート定期便等)を届けることができた。
	課題、今後の展開 ○ひとり親は、就業経験が乏しく生計を支えるための十分な収入の確保が難しいケースがあることから、今後も引き続き、母子家庭等就業・自立支援センターのプログラム策定員による自立支援プログラムの策定や資格取得による主体的な能力開発の取組等を支援することで、ひとり親家庭の自立の促進を図っていく必要がある。 ○養育費の支払いの話がまとまった場合は公正証書を作成しておくことや、公正証書に強制執行認諾条項を付けておけば、裁判所の判決と同様に強制執行ができるといったことは、ひとり親にはあまり知られていないため、養育費確保の重要性の周知に一層努めることが重要である。 ○長引くコロナ禍により、子育てに対する負担の増加や収入の減少等の影響を大きく受けているひとり親家庭に対し、必要な情報が必要なときに届くよう、ホームページ等の活用と合わせ、時代に即した情報提供の方法を市町とともに検討していく必要がある。

## 子育てに関する県民意識調査 集計結果&lt;速報&gt;について

## 1. 調査の目的

子育てを社会で支える施策を推進するにあたり、子育てに関する県民の意識や実態を把握し、今後の施策について検討するための基礎資料とする。

## 2. 調査の概要

調査対象：県内在住の満18歳以上の男女3,000人

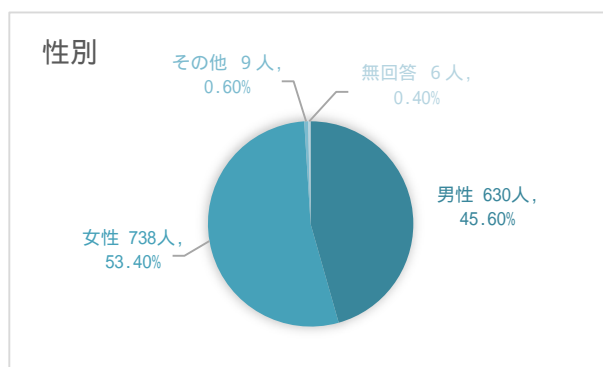
調査時期：令和5年11月24日（金）～12月8日（金）

調査方法：郵送法、オンライン調査法の併用

## 3. 調査票回収結果について

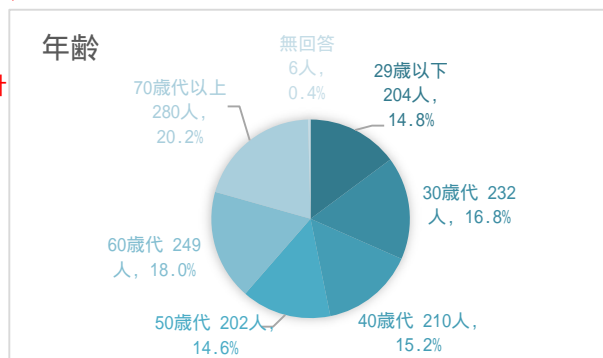
有効回収数（有効回収率）：1,383人（46.1%）

男性	630人	45.60%
女性	738人	53.40%
その他	9人	0.60%
無回答	6人	0.40%
	1,383人	100%

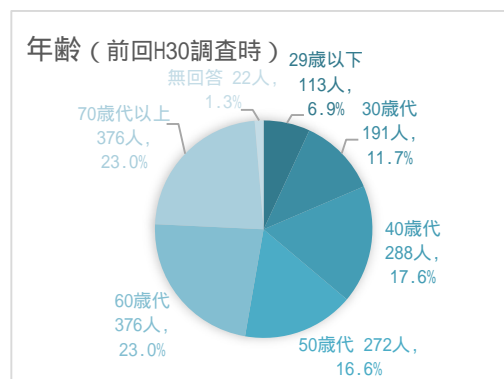


29歳以下	204人	14.80%
30歳代	232人	16.80%
40歳代	210人	15.20%
50歳代	202人	14.60%
60歳代	249人	18.00%
70歳代以上	280人	20.20%
無回答	6人	0.40%
	1,383人	100%

令和5年度分は、40歳代までを「子育て世代」として別途集計



（参考）子育て中や今後子育てをする可能性が高い方が多い、18歳から40歳代までの構成比は約半数（46.8%）であり、前回調査時の36.2%からは10.6ポイント増加。

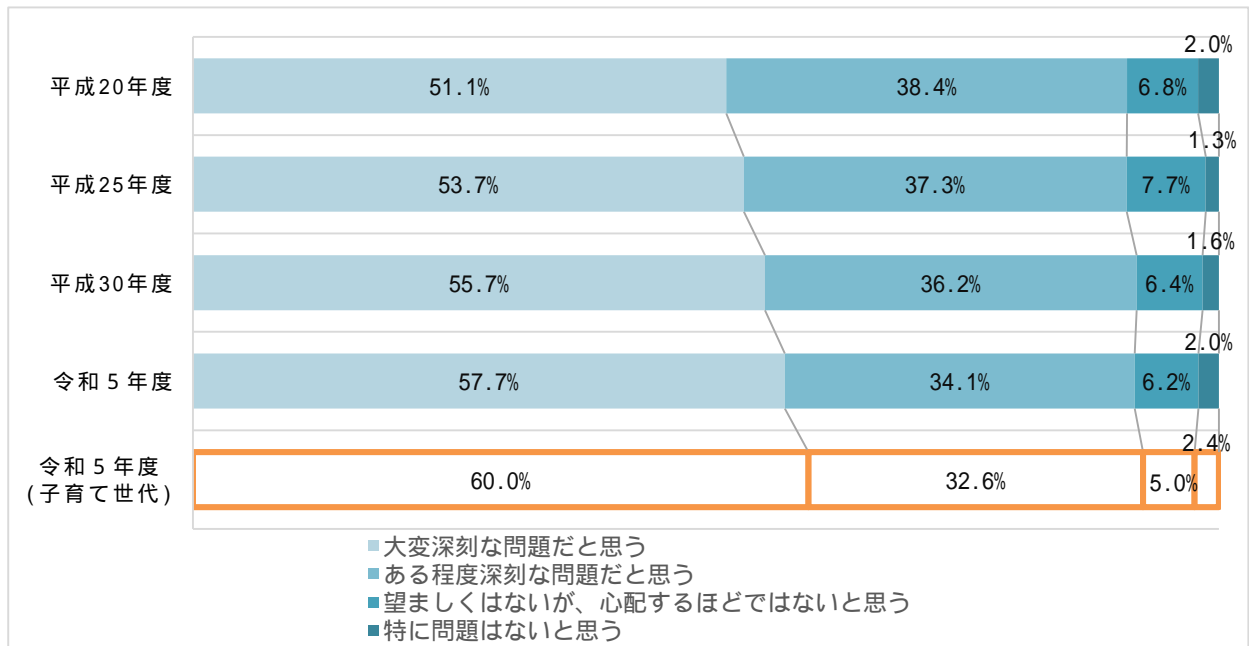


#### 4. 主な集計結果について

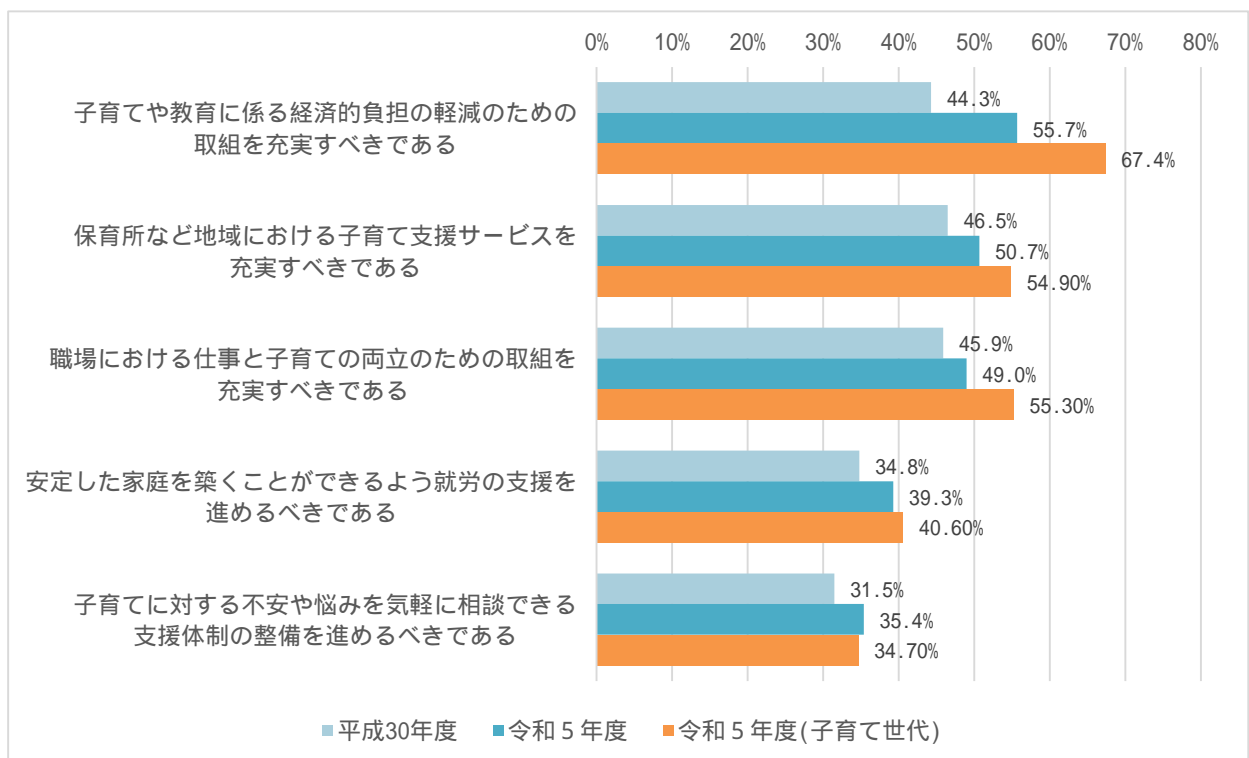
##### 少子化問題について

出生率の低下について深刻な問題だと思う人は微増傾向にあるが、理想の子ども数と実際に持つつもりの子ども数はともに減少傾向にある。子育ての経済的負担の軽減や子育て支援サービスの充実、職場環境の改善など、子どもを産み育てやすい環境づくりが少子化対策に有効であると考え人が多い。経済的負担は、子育て世代の間で特に課題意識を持たれているため支援の必要性が高いと考えられる。

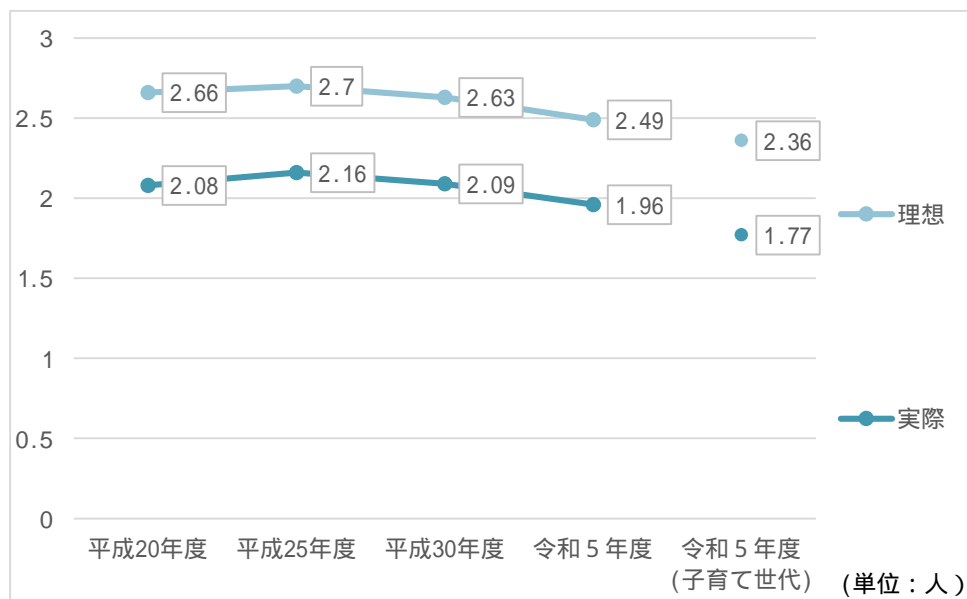
出生率の低下について【問1】（回答は一つのみ）



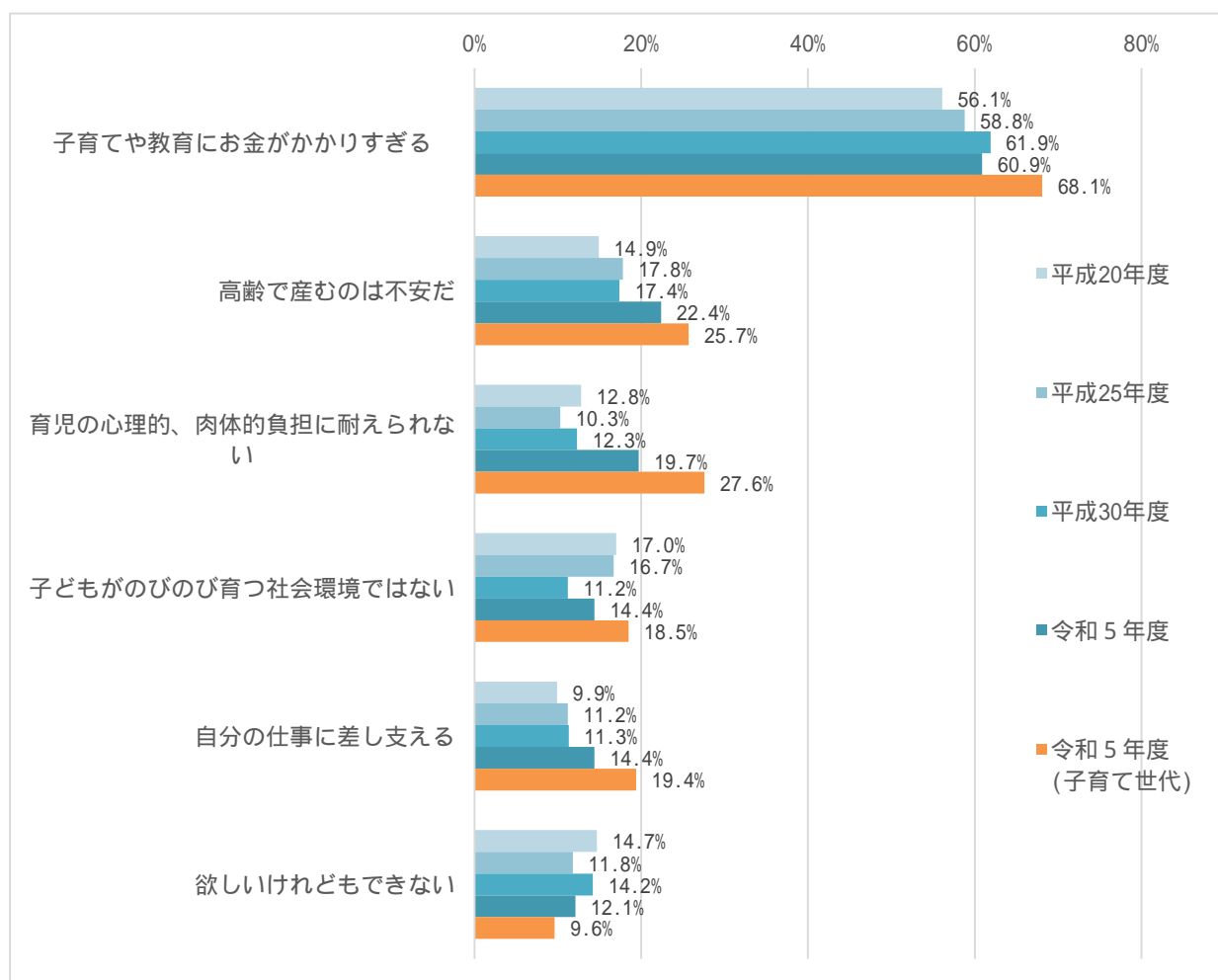
少子化対策に関する考え方について【問3】（回答はいくつでも）



理想の子ども数と実際に持つつもりの子どもの数【問4】【問5】



実際に持つつもりの子どもの数が理想より少ない理由【問6】 (回答はいくつでも)

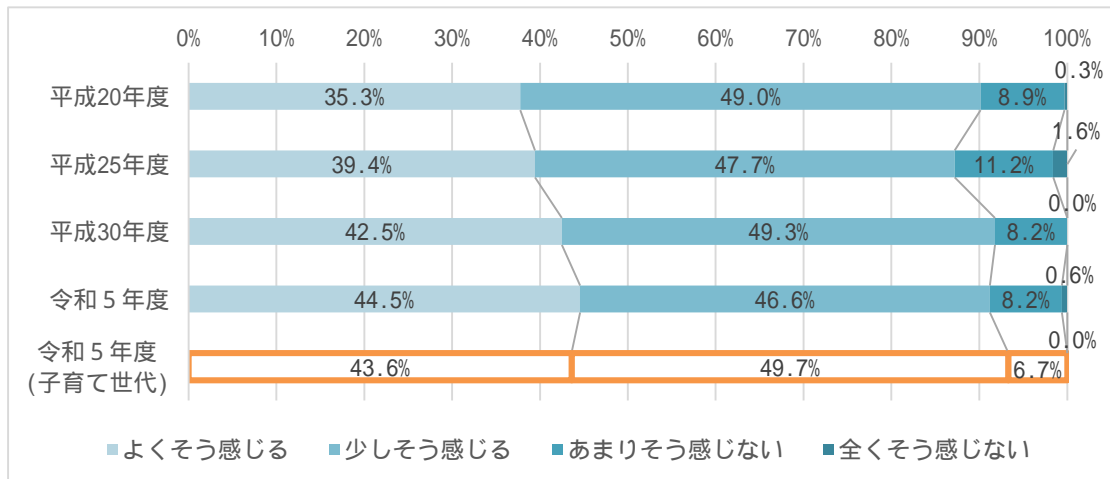


**子育てへの希望や意識について** 0歳から中学生までの子どもを持つ方

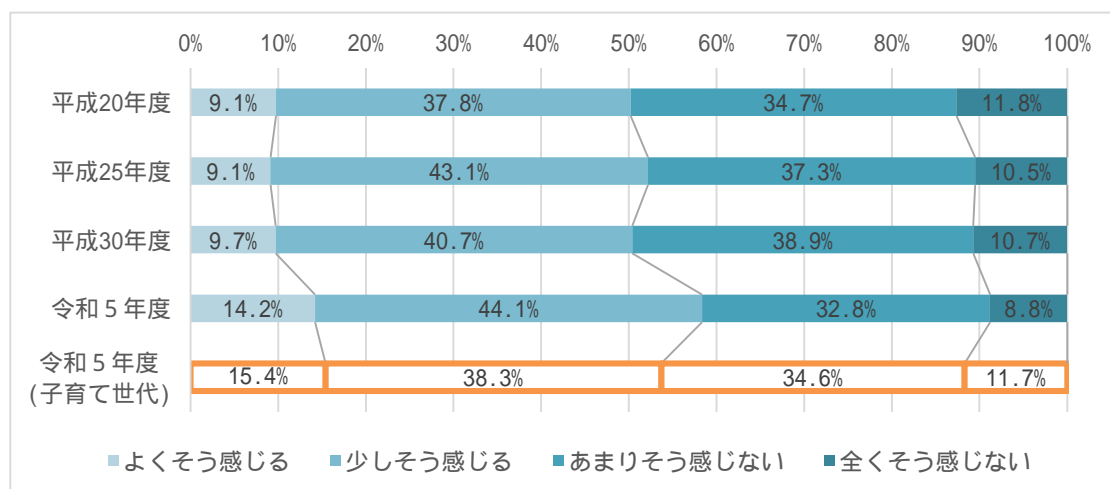
子育てをしながら働くためには、働き方の改善や子どもを預かってくれる施設の充実などが求められている。なお、18歳から20代までの52.4%が「昇進や昇給に不利」を選んでいることから、今後若い世代が仕事と子育てと両立するための課題となると思われる。

育児に関する意識について【問7】（回答は一つのみ）

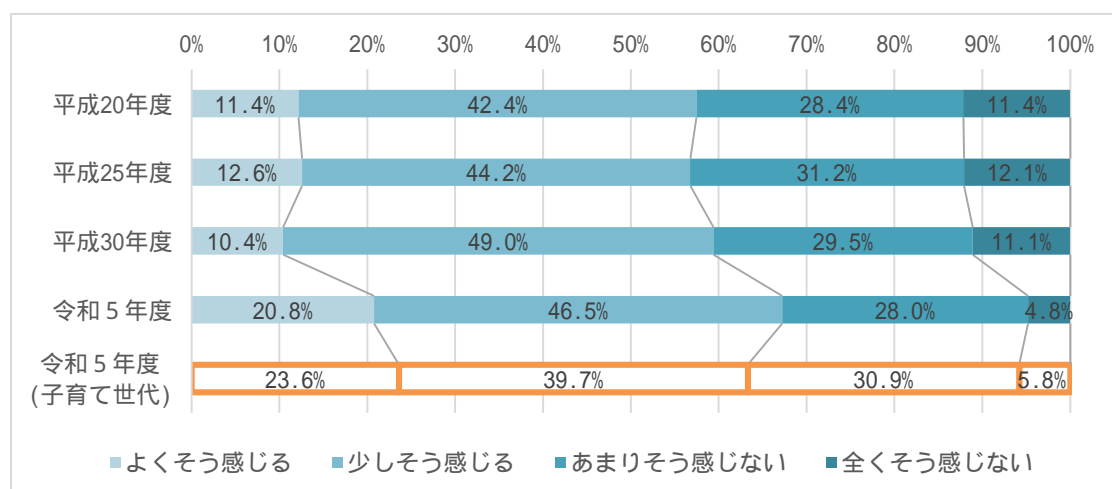
**b. 子育てが楽しい**



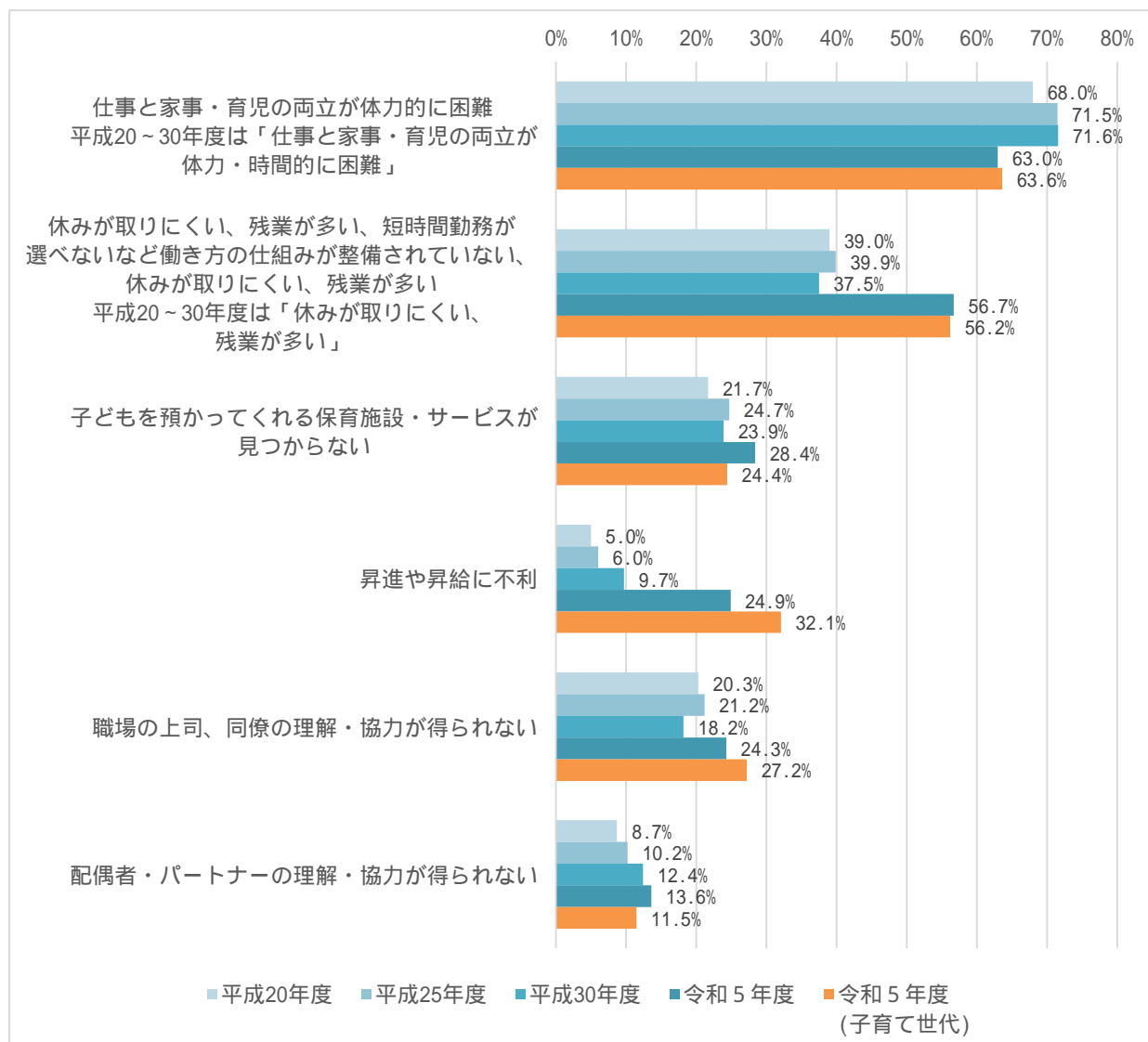
**d. 育児の自信がなくなる**



**f. 育児ストレスを感じることもある**



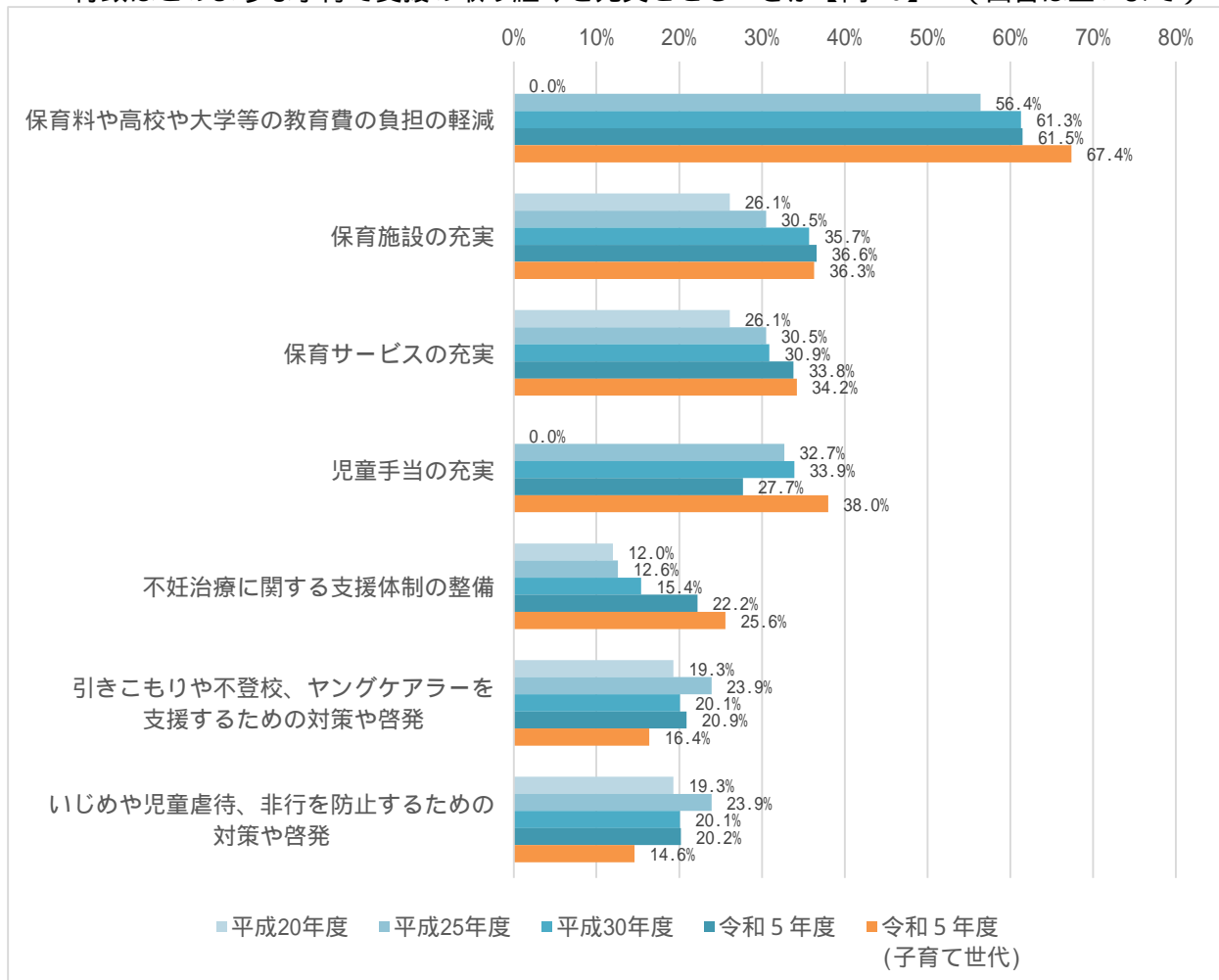
子育てをしながら働く上での問題点【問8】（回答は三つまで）



令和5年度調査では選択肢を精査し、「子育てに十分時間がかけられない」を減らしたため全体的に数値が増加している。

## 子育て支援サービスについて

行政はどのような子育て支援の取り組みを充実させるべきか【問10】（回答は五つまで）

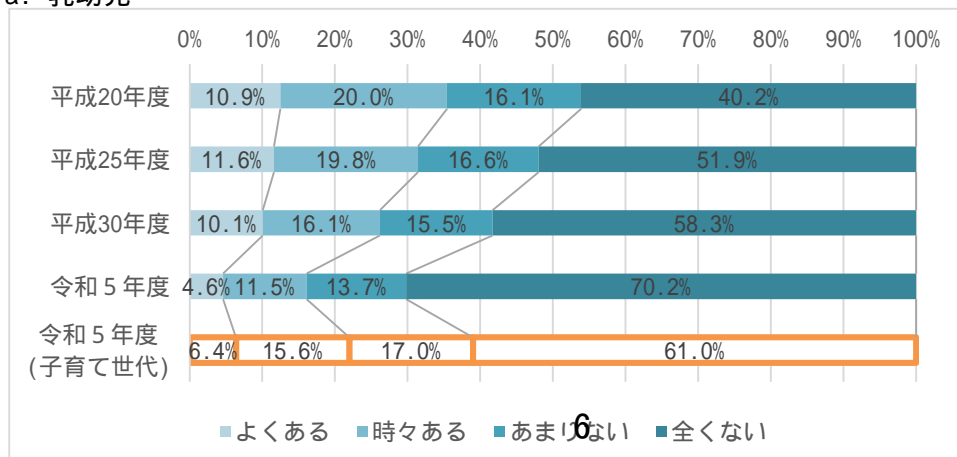


## 地域の子どもへの関わり等について

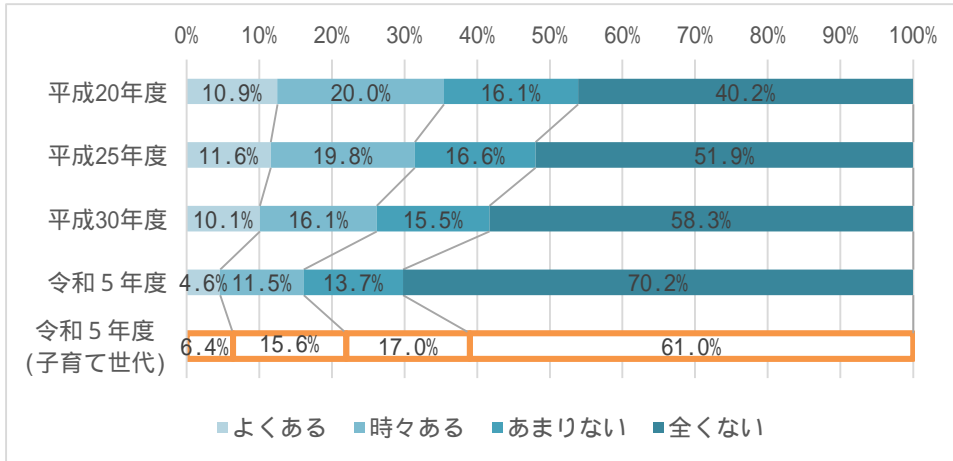
地域の子どもと関わる機会は、どの年齢においても減少傾向にある。地域で子育てを支えるためには、子育てに関して相談できる人や場があること、子どもを預かる人や場があることなどが必要だと感じる人が多い。さらに、小学生以下の小さな子どもを持つ親は子どもを預かる、子どもと一緒に遊ぶなど子どもと地域の交流を求めており、中学生以上の子どもの親は子育てについて相談できる場など地域と親自身の交流も求める傾向にある。居場所づくりなど地域で子育てを支える取組を促進する必要があると考えられる。

地域の子どもと遊んだり一緒に活動する機会について【問14】（回答は一つのみ）

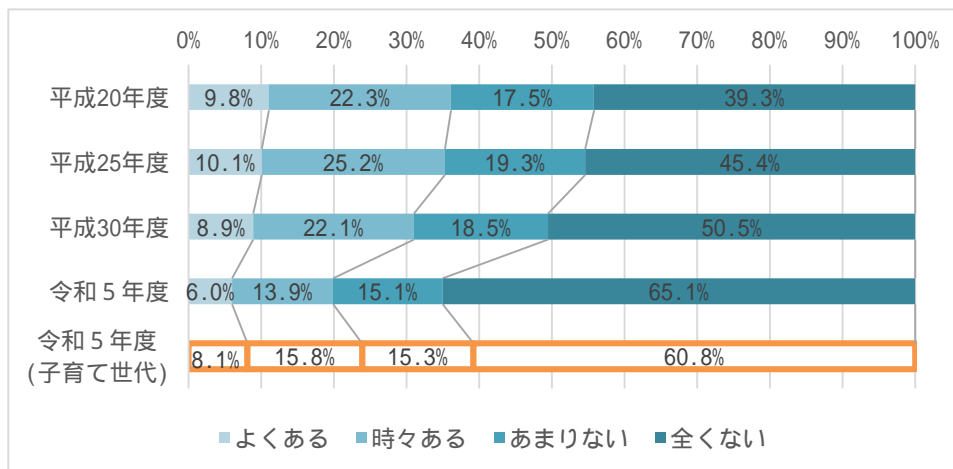
### a. 乳幼児



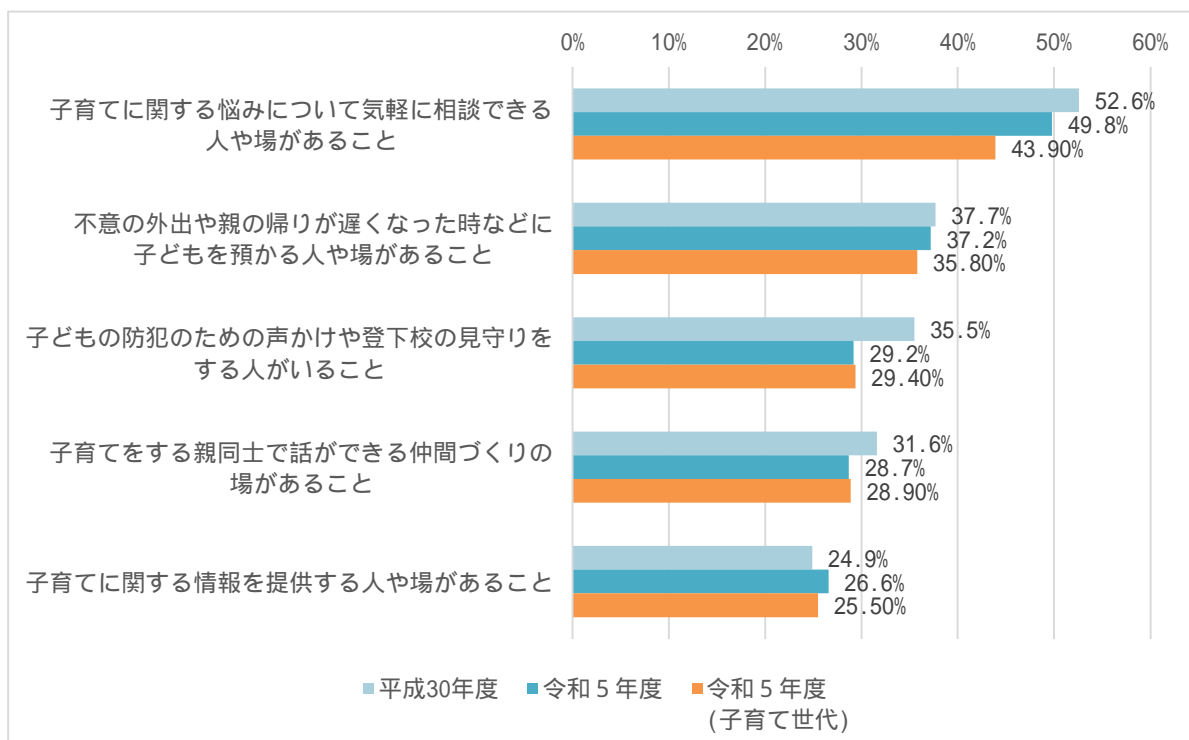
b. 小学生



c. 中学生や高校生



地域で子育てを支えるために何が重要だと思うか【問15】（回答は三つまで）





(子どもの年齢別)

	乳児	幼児	小学生	中学生	高校生・ 大学生・ 大学院生	学校卒業 後の未婚 の子ども
子育てに関する悩みについて気軽に相談できる人や場があること	28.9%	31.1%	38.7%	52.6%	37.4%	55.3%
不意の外出や親の帰りが遅くなった時などに子どもを預かる人や場があること	31.8%	37.0%	41.8%	37.0%	34.8%	37.7%
子どもの防犯のための声かけや登下校の見守りをする人がいること	26.4%	31.9%	32.1%	30.2%	29.3%	28.3%
子育てをする親同士で話ができる仲間づくりの場があること	30.2%	27.7%	29.2%	29.2%	28.5%	30.4%
子育てに関する情報を提供する人や場があること	21.9%	19.2%	18.1%	22.4%	18.5%	30.9%

子どもの権利について

家庭や学校など子どもと密接に関わる項目と比較すると低いですが、約6割の人が、行政が子どもの意見を聞くことは必要だと考えており、適切な意見聴取および施策への反映について検討する必要がある。子どもアドボケイトの強化については9割以上の人が力を入れるべきだと考えており、声を上げづらい子どもへの積極的な支援が求められている。

子どもが意見を言う機会を設けることへの考え【問18】（回答は一つのみ）

a. 家庭内の大事な物事やルールを決める時

	令和5年度	令和5年度 (子育て世代)
必要である	67.1%	70.1%
どちらかといえば必要である	28.6%	26.0%

c. 校則など学校の決まりを決める時

	令和5年度	令和5年度 (子育て世代)
必要である	48.3%	50.7%
どちらかといえば必要である	39.9%	38.3%

f. 行政（国・県・市町）の事業や計画を決める時

	令和5年度	令和5年度 (子育て世代)
必要である	18.6%	22.0%
どちらかといえば必要である	42.1%	44.3%

子どもの権利に関する施策について、どの程度取り組むべきか【問20】（回答は一つのみ）

a. 子どもへの「子どもの権利」の普及・啓発

	令和5年度	令和5年度 (子育て世代)
特に力を入れる必要がある	32.5%	36.0%
やや力を入れる必要がある	54.8%	52.6%

b. 保護者への「子どもの権利」の普及・啓発

	令和5年度	令和5年度 (子育て世代)
特に力を入れる必要がある	38.5%	40.2%
やや力を入れる必要がある	53.0%	51.7%

f. 県政に子どもの意見を反映させるために行う、子どもの意見を聞く機会の拡充

	令和5年度	令和5年度 (子育て世代)
特に力を入れる必要がある	24.2%	26.4%
やや力を入れる必要がある	59.3%	57.0%

i. 意見を言うことが難しい子どもに対する支援（アドボケイト）体制の強化

	令和5年度	令和5年度 (子育て世代)
特に力を入れる必要がある	47.6%	49.9%
やや力を入れる必要がある	45.4%	43.5%

今回の数値は「速報値」であり、後日報告書により公表するものが確定値となります。

# 令和5年度 滋賀県ひとり親家庭等生活実態調査

## 1. 調査の概要

### 1. 調査目的

本県における母子家庭、父子家庭およびひとり暮らし寡婦の生活の実態を把握し、本結果を「淡海子ども・若者プラン」における「母子家庭、父子家庭及び寡婦自立促進計画」（母子父子寡婦福祉法 第12条）の改訂に反映するとともに、施策のより一層の充実を図る。

### 2. 調査対象世帯（者）

- 母子家庭：11,822世帯  
父のいない児童が、その母によって養育されている世帯およびその母。
- 父子家庭：912世帯  
母のいない児童が、その父によって養育されている世帯およびその父。
- ひとり暮らし寡婦：292世帯  
40歳以上65歳未満の配偶者のいない女子で、現にひとり暮らしの者。未婚でかつ子のいない者は除く。

### 3. 調査時期と調査方法

調査時期 令和5年8月24日～9月21日

- ひとり親家庭等世帯（人）数の把握  
県は、市町の協力を得て令和5年4月1日現在の全てのひとり親家庭等の世帯（人）数を把握。
- ひとり親家庭等生活実態調査  
県は上記（1）の結果に基づき、層化一段抽出法により、市町ごとの調査対象世帯（人）数を調査対象世帯ごとに決定し市町に通知。  
市町は、県に示された調査対象世帯（人）数の調査対象世帯（人）を無作為に抽出し名簿を県に送付。  
県は、市町から提供された名簿をもとに調査票を当該世帯に郵送。  
県は、当該世帯へ郵送された調査票を、郵送により回収。

### 4. 結果の表示の仕方

集計結果は、全て小数点以下第2位を四捨五入しており、比率の合計が100%とならないことがある。  
複数の回答を依頼した質問では、比率の合計が100%とならない場合がある。  
回答比率（%）は、無回答を含めたその質問の回答者数を基数（N = Number of case、集計対象となるサンプル数）として算出している。  
本文中の表などにおいて、選択肢が長い文章となる際に簡略化している場合がある。  
前回調査（平成30年9月実施）と比較している項目がある。  
調査時点は令和5年8月1日である。

区分	対象世帯数*1	調査票配布数	有効回答件数	有効回答率	無効回答件数*2
母子家庭	11,822	3,141	1,194	38.0%	0
父子家庭	912	558	204	36.6%	0
ひとり暮らし寡婦	292	291	169	58.1%	0
合計	13,026	3,990	1567	39.3%	0

\*1 対象世帯数は令和5年4月1日現在の数値

\*2 無効回答とは返信された調査票に回答が記入されていないものこと。白票ともいう。

令和6年1月  
滋賀県

発行 滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局  
滋賀県大津市京町四丁目1番1号  
TEL 077-528-3554 FAX 077-528-4854

## 2. 結果の概要

### 【ひとり親家庭等の状況】

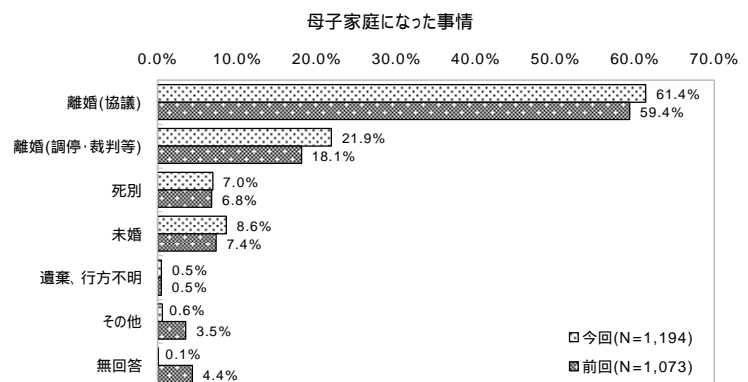
	母子家庭		父子家庭		ひとり暮らし寡婦家庭		
		前回調査		前回調査		前回調査	
1 世帯数	11,822世帯	13,387世帯	912世帯	1,173世帯	292世帯	248世帯	
2 ひとり親世帯になった理由	離婚	83.3%	77.5%	76.0%	75.6%	76.4%	61.1%
	死別	7.0%	6.8%	22.5%	20.1%	22.5%	29.3%
	未婚	8.6%	7.4%	0.0%	0.4%		
3 就業状況		93.6%	95.2%	94.6%	96.6%	84.0%	93.2%
	正規の職員・従業員	47.8%	41.3%	69.6%	67.5%	14.8%	17.3%
	パート・アルバイト等	31.8%	29.8%	2.5%	3.0%	55.6%	37.6%
	自営業	3.8%	2.7%	15.7%	11.5%	4.7%	3.8%
4 年間就労収入	最多収入帯	(200万円～300万円未満)		(400万円～500万円未満)		(100万円～200万円未満)	
		27.8%	24.8%	21.6%	15.0%	32.5%	33.8%
5 年間総収入	最多収入帯	(200万円～300万円未満)		(300万円～400万円未満)		(100万円～200万円未満)	
		30.7%	26.2%	20.1%	16.7%	36.1%	28.6%
6 年間世帯総収入	最多収入帯	(200万円～300万円未満)		(500万円～600万円未満)			
		26.4%	11.4%	18.1%	6.4%		

ひとり親世帯になった理由で、ひとり暮らし寡婦については配偶者と離別した理由を集計している。  
 前は平成30年度に調査を実施している。

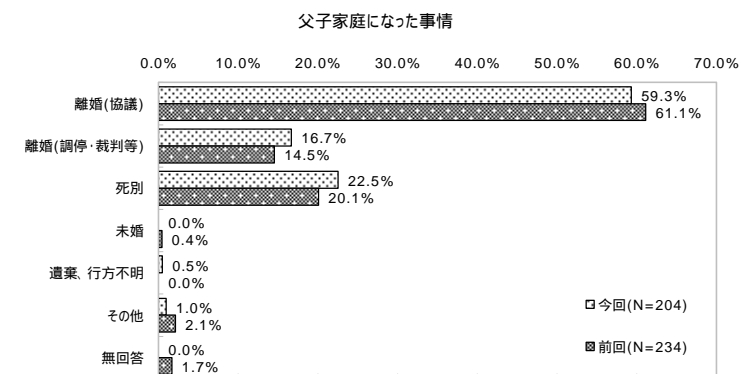
## 1. ひとり親家庭になった事情

約8割は離婚が理由。

○ 母子家庭になった事情は、「離婚（協議）」が61.4%、「離婚（調停・裁判等）」が21.9%と2つの合計で離婚が83.3%と最も多く、次いで「未婚」が8.6%、「死別」が7.0%となっている。前回と比較すると離婚が5.8ポイント上昇し、「未婚」が1.2ポイント上昇している。



○ 父子家庭になった事情は、「離婚（協議）」が59.3%、「離婚（調停・裁判等）」が16.7%と2つの合計で離婚が76.0%と最も多く、次いで「死別」が22.5%となっている。前回と比較すると「死別」が2.4ポイント上昇している。



○ ひとり暮らし寡婦になった事情は、「子どもと別居」が82.8%で最も多くなっている。前回と比較すると「配偶者と離婚」が1.9ポイント低下している。

配偶者と離別した事情は、「離婚（協議）」が60.4%、「離婚（調停・裁判等）」が16.0%と2つの合計で離婚が76.4%と最も多く、次いで「死別」が22.5%となっている。

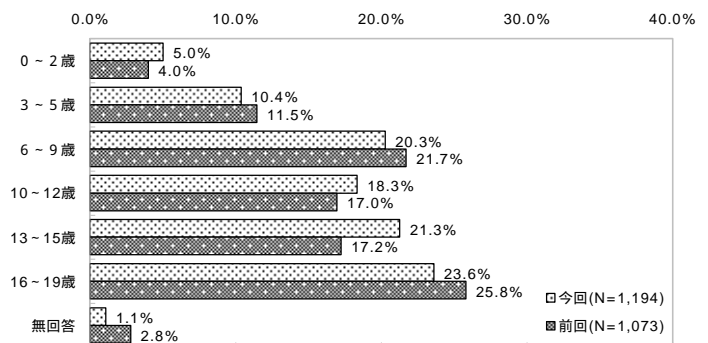
## 2. 調査時点におけるひとり親家庭の親と末子の年齢

親の年齢は父子家庭の方が高く、末子の年齢は母子家庭、父子家庭ともにほぼ同じ。

- 調査時点における母子家庭の母の年齢別階級は「45歳～49歳」が25.2%と最も多く、次いで「40歳～44歳」が24.3%となっている。
- 調査時点における父子家庭の父の年齢別階級は「50歳～59歳」が28.9%と最も多く、次いで「45歳～49歳」が23.0%となっている。
- 調査時点におけるひとり暮らし寡婦の年齢別階級は「60歳以上」が50.9%と最も多く、次いで「50歳～59歳」が43.8%となっている。

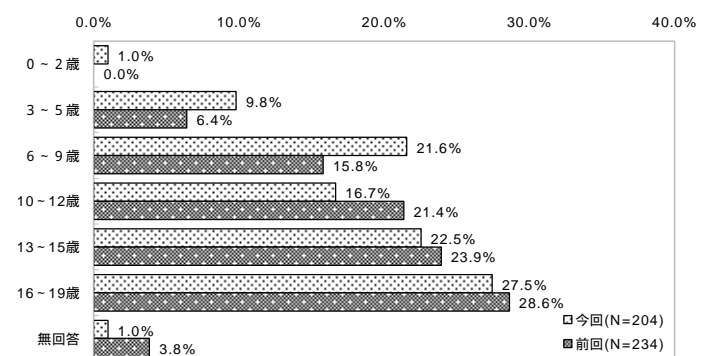
- 調査時点における母子家庭の末子の平均年齢は11.2歳となっている。年齢階級別で見ると「16～19歳」が23.6%と最も多く、次いで「13～15歳」が21.3%となっている。前回と比較すると「13～15歳」が4.1ポイント上昇し、「16～19歳」は2.2ポイント低下している。

母子家庭の末子の年齢階級別状況



- 調査時点における父子家庭の末子の平均年齢は11.9歳となっている。年齢階級別で見ると「16～19歳」が27.5%と最も多く、次いで「13～15歳」が22.5%となっている。前回と比較すると「6～9歳」が5.8ポイント、「3～5歳」が3.4ポイント上昇し、「10～12歳」が4.7ポイント低下している。

父子家庭の末子の年齢階級別状況



## 3. 世帯人員の状況

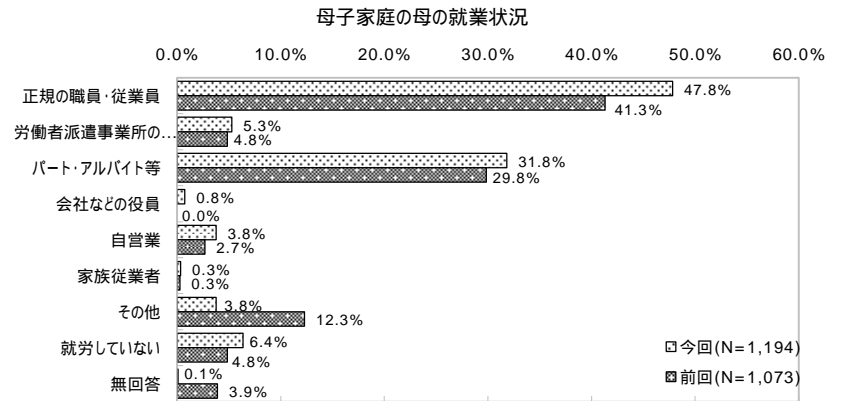
子ども以外の同居者がいる割合は父子家庭の方が高い。

- 母子家庭の平均家庭人員は3.2人となっている。家庭人員階級別で見ると「2人」が33.9%と最も多く、次いで「3人」が30.0%となっている。前回と比較すると「2人」が6.0ポイント上昇し、「6人以上」は4.4ポイント低下している。また、子ども以外の同居者がいる母子家庭は35.9%となっており、「父母」と同居が78.8%と最も多くなっている。
- 父子家庭の平均家庭人員は3.6人となっている。家庭人員階級別で見ると「2人」が35.3%と最も多く、次いで「3人」が26.5%となっている。前回と比較すると「2人」が14.5ポイント上昇し、「5人」が13.8ポイント、「4人」が11.9ポイント低下している。また、子ども以外の同居者がいる父子家庭は44.1%となっており、「父母」と同居が82.2%と最も多くなっている。

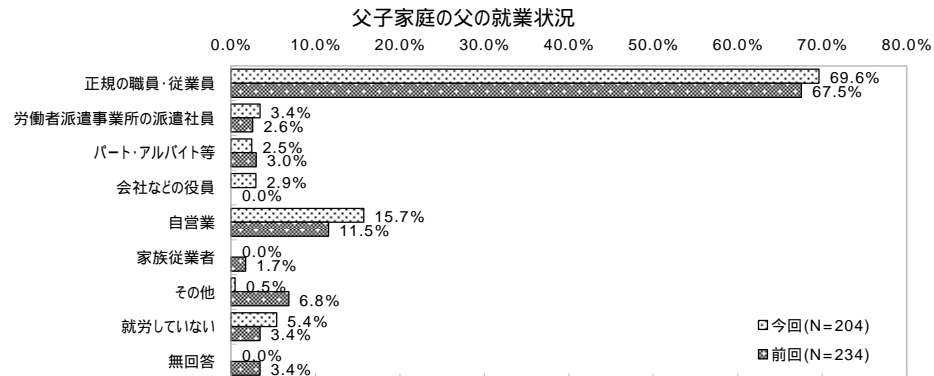
## 4 . ひとり親家庭の就業状況

正規の職員・従業員の割合が増加。

- 母子家庭の現在の就業状況について、「正規の職員・従業員」が 47.8% と最も多く、次いで「パート・アルバイト等」が 31.8% となっている。



- 父子家庭の現在の就業状況について、「正規の職員・従業員」が 69.6% と最も多く、次いで「自営業」が 15.7% となっている。

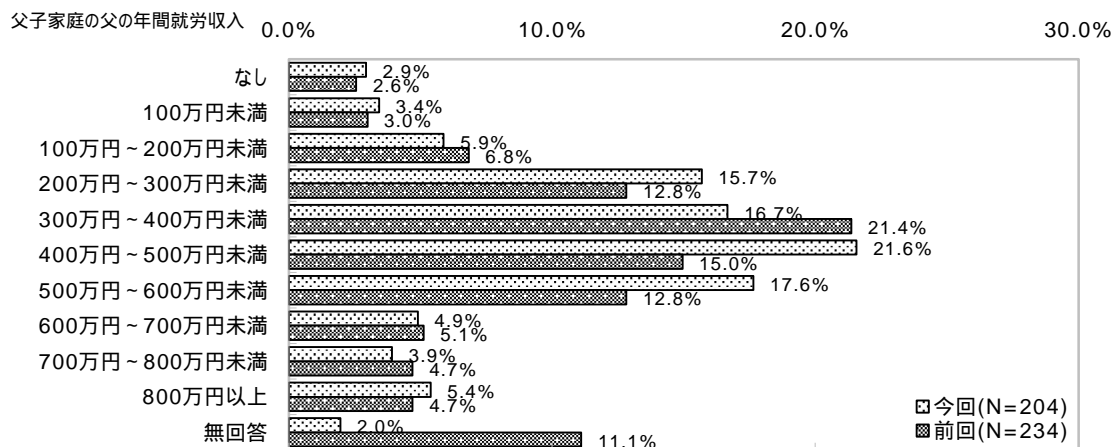
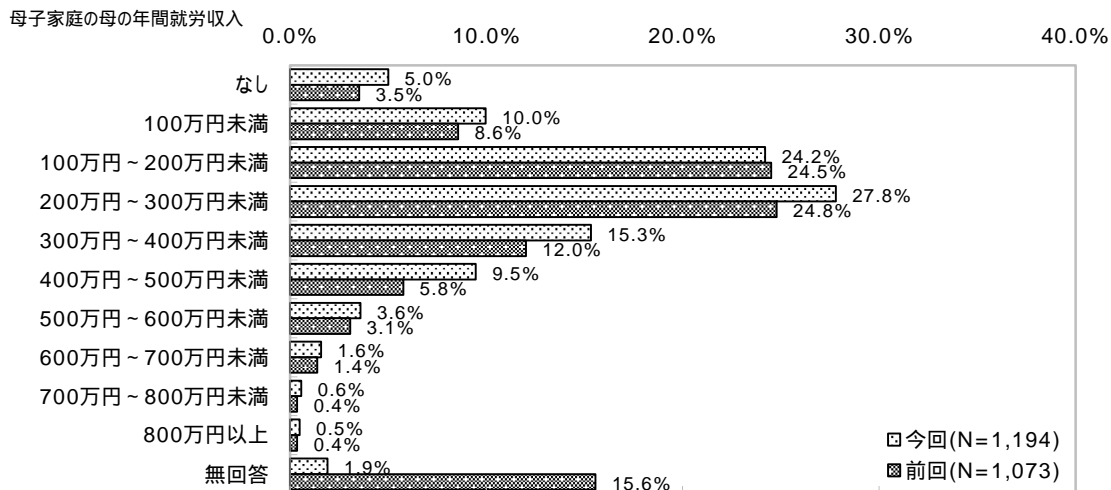


- ひとり暮らし寡婦の現在の就業状況について、「パート・アルバイト等」が 55.6% と最も多く、次いで「正規の職員・従業員」が 14.8% となっている。

## 5 . 世帯年収などの状況

年間就労収入は増加傾向。

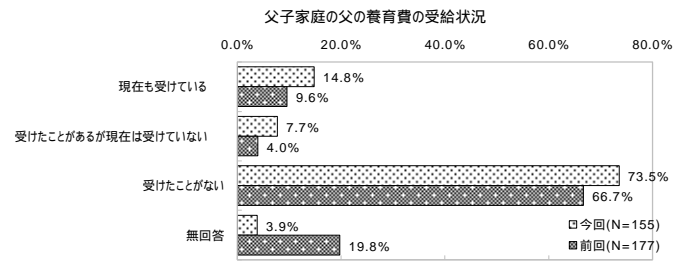
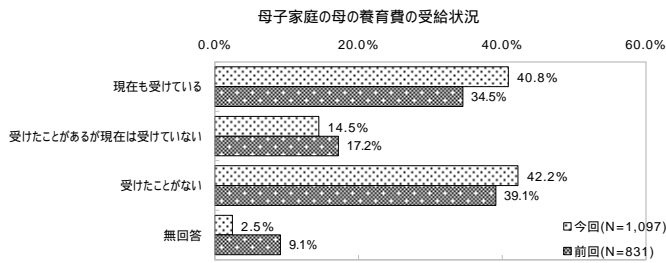
- ひとり親世帯の年間就労収入（給与・ボーナス等の合計で税控除前の額。副業している者は、副業分の就労収入も含む）は、母子家庭の母では「200 万円～300 万円未満」、父子家庭の父では「400 万円～500 万円未満」の収入帯で増加している。特に父では上記年収帯で前回調査より 6.6% 増加している。
- ひとり親世帯の年間総収入（給与・ボーナスの他、児童扶養手当、年金、養育費、仕送り、生活保護費等を含む）は、母子家庭の母では「200 万円～300 万円未満」、父子家庭の父では「300 万円～400 万円未満」、ひとり暮らし寡婦では「100 万円～200 万円未満」が最も多くなっている。
- ひとり親世帯の年間の世帯総収入（世帯全員の収入の合計であり、親の年金や子どものアルバイト収入等も含む）は、母子家庭の母では「200 万円～300 万円未満」、父子家庭の父では「500 万円～600 万円未満」が最も多くなっている。



## 6. 離婚によるひとり親家庭の養育費の状況

母子家庭の40.8%、父子家庭の14.8%が現在養育費を受給している。

- 養育費の取り決め状況は、母子家庭の母では「取り決めをしている（文書あり）」が49.2%、「取り決めをしている（文書なし）」が12.4%と合計61.6%で、前回調査より2.6ポイント上昇している。
- 父子家庭の父では「取り決めをしている（文書あり）」が32.9%、「取り決めをしている（文書なし）」が12.9%と合計45.8%で、前回調査より19.3ポイント上昇している。
- 母子家庭の母の養育費の受給状況は、「現在も受けている」が40.8%となっている。一方、父子家庭の父の養育費の受給状況は、「現在も受けている」が14.8%となっている。



○ 養育費を「現在も受けている」又は「受けたことがあるが現在は受けていない」と回答した母子家庭では、子どもひとり当たりの養育費の平均月額が 32,384 円、父子家庭では 12,281 円となっている。

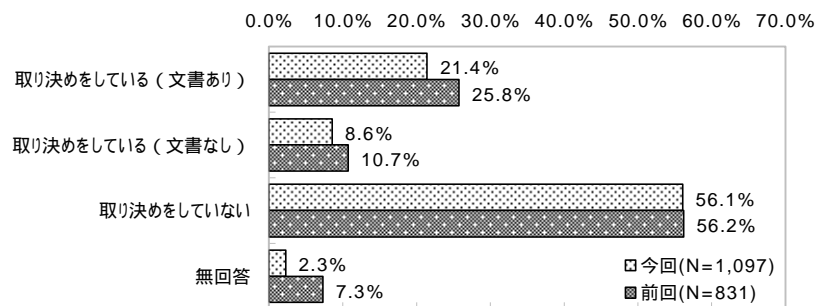
母子家庭	今回	父子家庭	今回
養育費対象子ども総数	926	養育費対象子ども総数	57
子どもひとり当たりの養育費の平均月額	32,384	子どもひとり当たりの養育費の平均月額	12,281

## 7. 離婚によるひとり親家庭の親子交流（面会交流）状況

母子家庭の 34.8%、父子家庭の 47.1% が親子交流（面会交流）を実施。

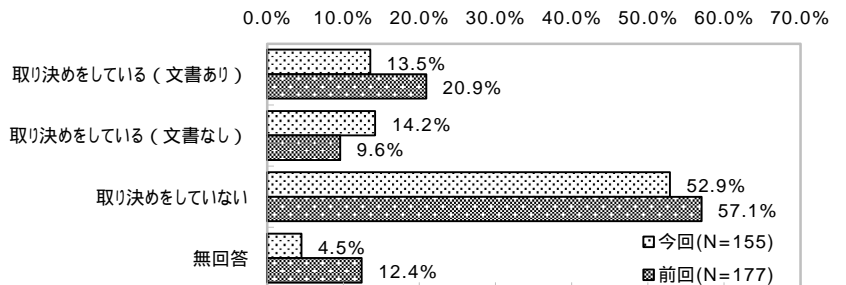
○ 親子交流（面会交流）の取り決め状況は、母子家庭の母では「取り決めをしている（文書あり）」が 21.4%、「取り決めをしている（文書なし）」が 8.6% と合計 30.0% で前回調査より 6.5 ポイント低下している。

母子家庭の母の面会交流の取り決め状況



○ 父子家庭の父では「取り決めをしている（文書あり）」が 13.5%、「取り決めをしている（文書なし）」が 14.2% と合計 27.7% で、前回調査より 2.8 ポイント低下している。

父子家庭の父の面会交流の取り決め状況



○ 母子家庭の母の親子交流（面会交流）の実施状況は、「現在、親子交流を行っている」が、34.8% となっている。一方、父子家庭の父の実施状況は「現在、親子交流を行っている」が 47.1% となっている。



## 8 . 公的制度などの利用状況

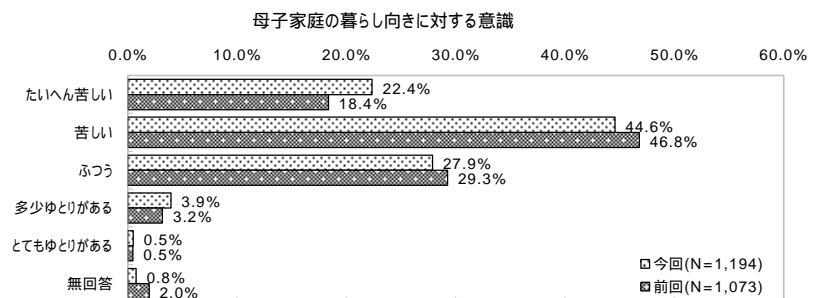
母子家庭、父子家庭ともに「医療費助成（福祉医療制度（マル福）」の利用割合が9割を超えている。  
母子家庭、父子家庭、ひとり暮らし寡婦の全てで「市町福祉関係窓口」の利用経験が最も多い。

- ひとり親世帯に対する公的制度の利用状況については、「医療費助成（福祉医療制度（マル福）」で母子家庭の母で97.1%、父子家庭の父で92.6%と最も高くなっている。
- 相談窓口の利用状況については、母子家庭、父子家庭、ひとり暮らし寡婦の全てで「市町福祉関係窓口」の利用経験が最も多い。

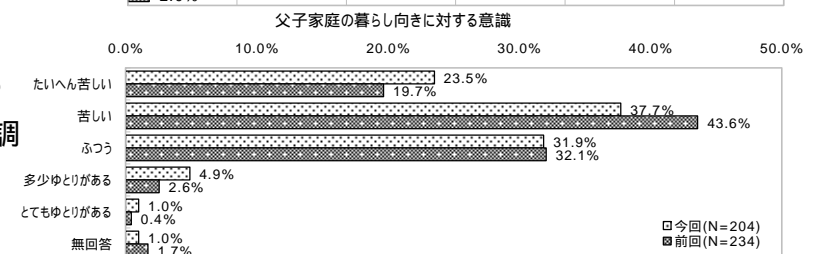
## 9 . 暮らし向きに対する意識

前回調査と比較して、「大変苦しい」の割合が増加。

- 母子家庭の暮らし向きに対する意識について、「苦しい」が44.6%と最も多くなっている。「たいへん苦しい」は前回調査と比較すると、4.0ポイント上昇している。



- 父子家庭の暮らし向きに対する意識について、「苦しい」が37.7%と最も多くなっている。「たいへん苦しい」は前回調査と比較すると、3.8ポイント上昇している。

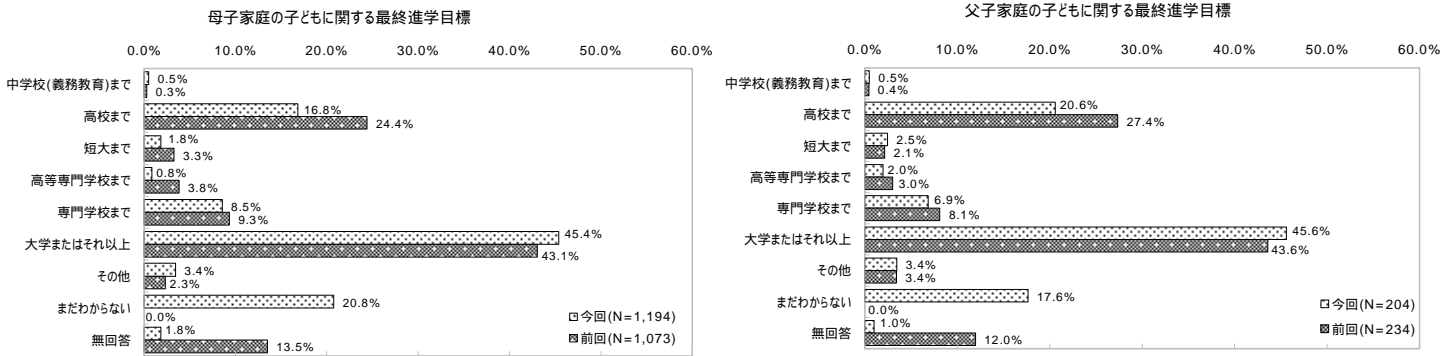


- ひとり暮らし寡婦の暮らし向きに対する意識について、「苦しい」が45.0%と最も多くなっている。「たいへん苦しい」は前回調査と比較すると、10.4ポイント上昇している。

# 10. 子どもの最終進学目標

子どもの最終進学目標は、母子家庭、父子家庭ともに「大学またはそれ以上」が最も多い。

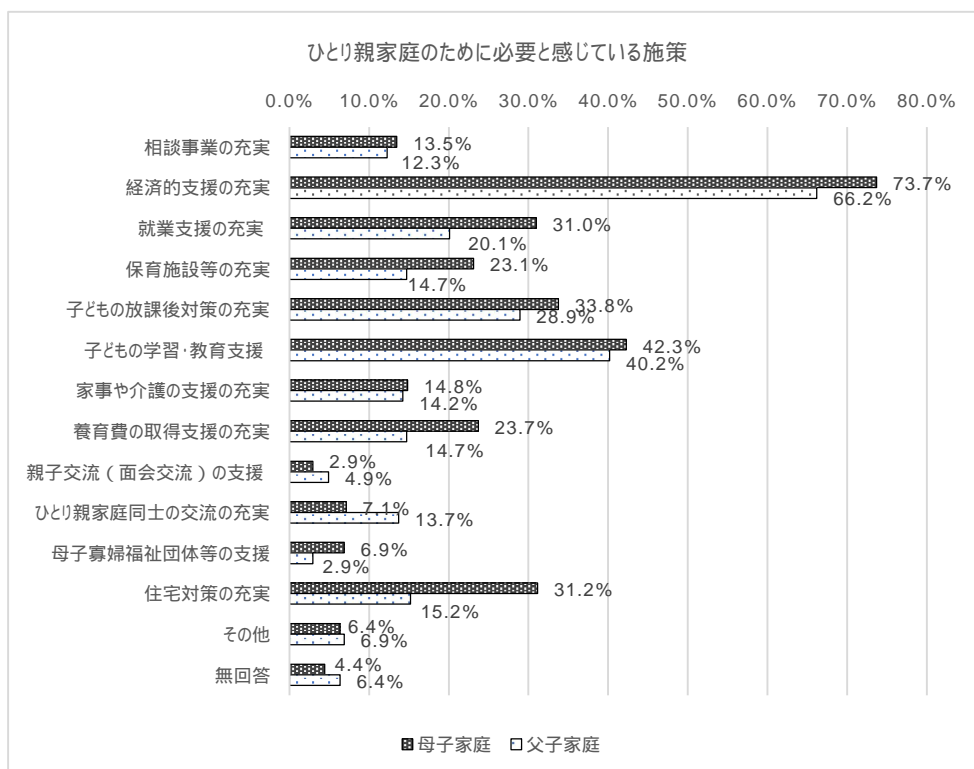
- 子どもの最終進学目標を「大学またはそれ以上」とする母子家庭の母は 45.4%、父子家庭の父は 45.6%となっている。また、「高校まで」は、前回調査より母子家庭では7.6ポイント、父子家庭では6.8ポイント低下している。



# 11. ひとり親家庭等のために必要と感じている施策

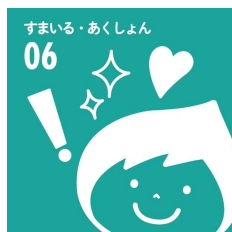
母子家庭、父子家庭ともに「経済的支援の充実」が最も多い。

- ひとり親家庭等のために必要と感じている施策について「経済的支援の充実」が、母子家庭では 73.7%、父子家庭では 66.2%と最も多くなっている。





# 国および県における 最近の動き等について



# 淡海子ども・若者プラン(現行)について

## 位置付け

本県において取り組むべき子ども・若者育成支援施策を総合的かつ計画的に推進するための計画で、次の各法に基づく計画の位置付けも併せ持つ



### 滋賀県基本構想

### 滋賀県政の最上位計画

### 都道府県子ども・子育て支援事業 支援計画(子ども・子育て支援法)

子ども・子育て支援給付その他の子どもおよび子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現を推進

### 自立促進計画 (母子及び父子並びに寡婦福祉法)

母子家庭等および寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等および寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等および寡婦の福祉の向上を推進

## 「子どもの笑顔と幸せあふれる滋賀」の実現



### 都道府県子どもの貧困対策計画 (子どもの貧困対策の推進に関する法律)

全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、およびその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消を推進

### 都道府県子ども・若者計画 (子ども・若者育成支援推進法)

子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組を推進

### 都道府県行動計画 (次世代育成支援対策推進法)

次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成を推進

# 淡海子ども・若者プラン(現行)について

## 3つの基本理念

子ども・若者が**夢を持って健やかに育つ**  
保護者が子どもを**育てる喜びを実感し、ともに育つ**  
**地域ぐるみで子育てを応援**し、地域が元気になる

## 施策を進める5つの視点

+ SDGs

**子どもを社会の主役**に  
地域の多様な主体が参画し、**みんなで支えあう**  
支援を、必要とする**すべての人に**  
生まれる前から自立までの**切れ目のない支援**  
地域の実情を踏まえた**「滋賀ならではの」**の取組

## 7つの基本施策

### **社会全体で子育て・子育てを応援**

- 子どもの人権が尊重される社会環境づくり、子ども・若者の育成支援についての理解の促進、共生社会に向けた多様なニーズへの支援

### **安心・安全な子育て環境**

- 安心・安全に子どもを生み育てることができる環境づくり、すべての子育て家庭の多様なニーズに対する支援の充実、子どもの育ちを支える就学前の教育・保育の充実、子どもの安全確保や子育てにやさしいまちづくり、仕事と家庭の両立支援

### **子ども・若者の健やかな育ち**

- 様々な主体の参画による子どもを地域で支え育む取組の推進、「生きる力」を育む学校教育等の充実、若者の社会的自立・職業的自立の促進

### **青少年の健全な成長**

- 青少年の健全育成の推進、いじめの加害者や非行少年等への対応

### **社会的養護の推進**

- 児童虐待の未然防止、児童虐待の早期発見・早期対応、子どもの保護・ケア、親子関係の修復・家庭復帰、子どもの自立支援、子ども家庭相談センターの機能強化と市町・関係機関との連携強化

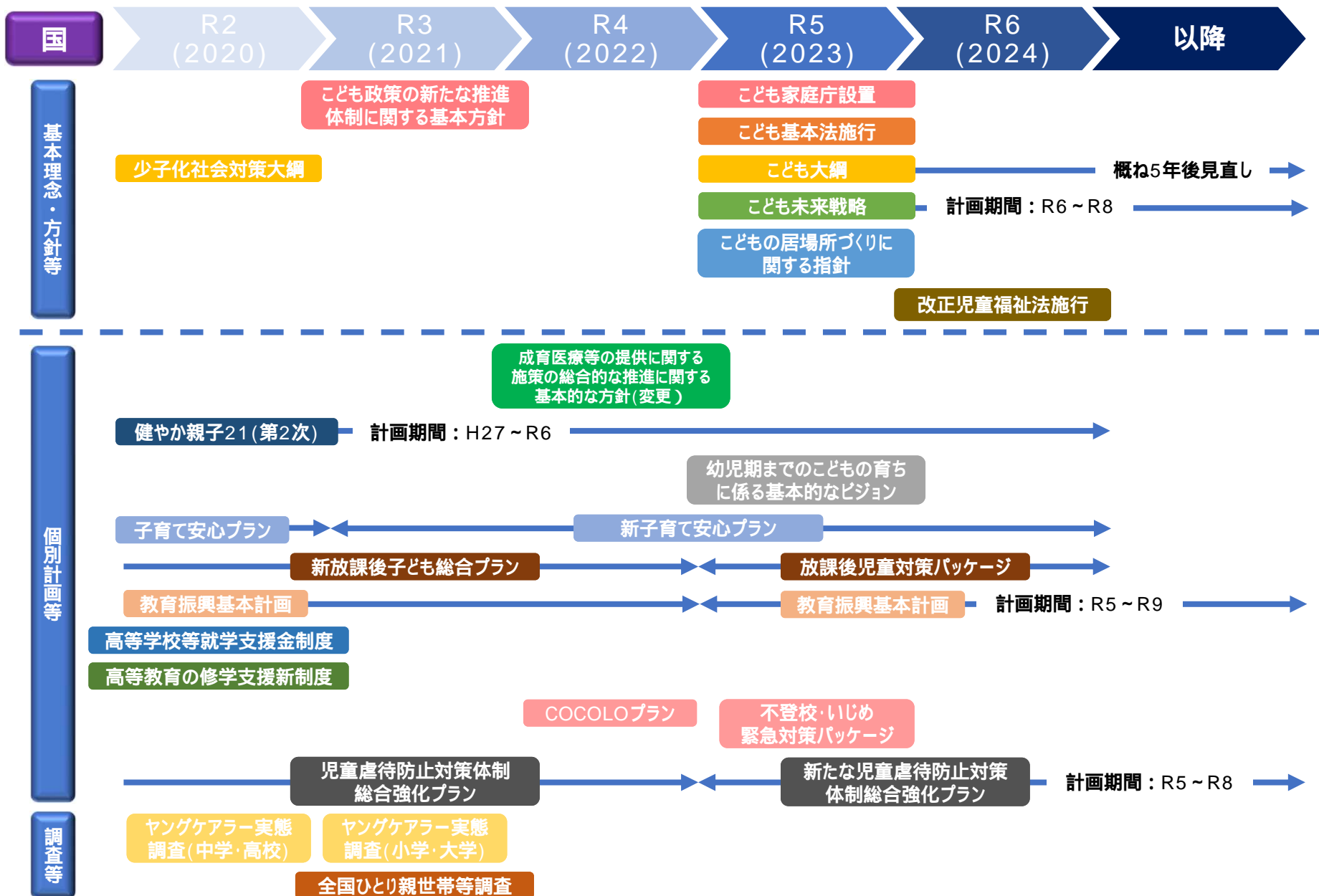
### **子どもの貧困対策**

- 子どもの能力および可能性を最大限伸ばすための教育支援、貧困の状況にある子どもを社会的孤立に陥らせないための生活支援、一定の収入を得て生活の安定を図るための就労支援、世帯の生活を下支えするための経済的支援

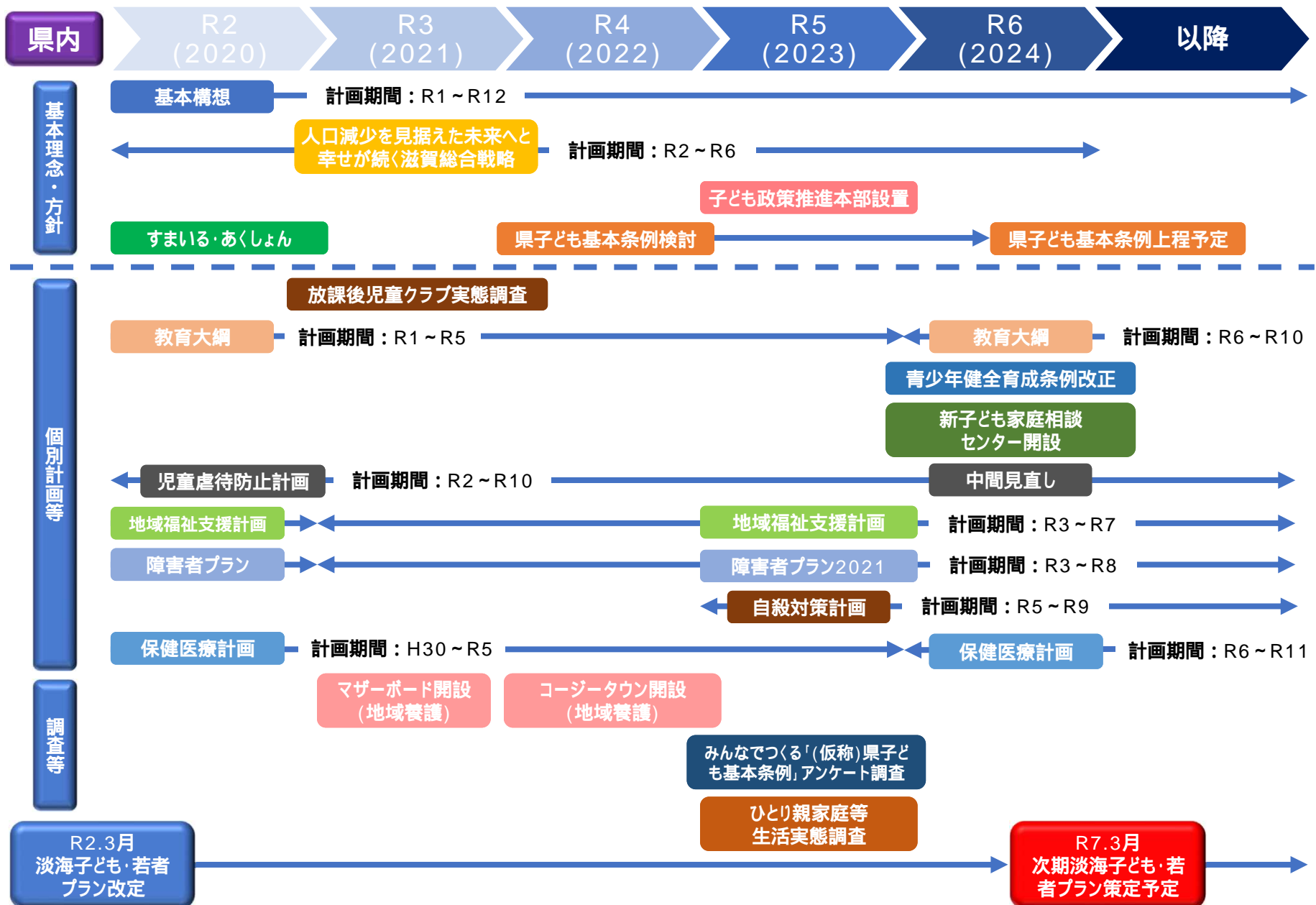
### **ひとり親家庭への支援**

- 自立のための就労支援、安心・安全な子育て・子育てのための生活支援、生活の安定と自立のための経済的支援、きめ細かな相談体制と情報提供

# プラン策定後の子どもを巡る国の主な動向について



# プラン策定後の子どもを巡る県内の主な動向について



# プラン策定後の子どもを巡る国の主な計画等について

## こども基本法(R5.4.1施行)

### 目的

次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長ことができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進

### 基本理念

全ての子どもについて、個人として尊重されること、基本的人権が保障されること、差別的取扱いを受けないようにすること

全ての子どもについて、適切に養育されること、生活を保障されること、愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること

全ての子どもについて、年齢および発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会、多様な社会的活動に参画する機会が確保されること

全ての子どもについて、年齢および発達の程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること

こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援、家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保

家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

### 責務等

国の責務：こども施策の総合的な策定、実施  
地方公共団体の責務：こどもの状況に応じた施策の策定、実施

事業者の努力：雇用環境の整備

国民の努力：こども施策への関心と理解等

### 基本的施策

施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映  
支援の総合的・一体的提供の体制整備

関係者相互の有機的な連携の確保

こども基本法・児童の権利に関する条約の周知

こども大綱による施策の充実および財政上の措置等



# プラン策定後の子どもを巡る国の主な計画等について

## こども大綱(R5.12.22閣議決定)

### 概要

少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法および子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱を1つに束ね、**今後5年程度を見据えたこども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定める**もの

### 基本的な方針

こども・若者を**権利の主体として認識**し、その多様な人格・個性を尊重し、**権利を保障**し、こども・若者の**今とこれからの最善の利益を図る**

**こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重**し、その意見を聴き、**対話しながら、ともに進めていく**

こどもや若者、子育て当事者の**ライフステージに応じて切れ目なく対応**し、**十分に支援**する

良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、**全てのこども・若者が幸せな状態で成長**できるようにすること

**若い世代の生活の基盤の安定を図る**とともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って**結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路の打破**に取り組む

**施策の総合性を確保**するとともに、**関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視**する

### こども施策に関する重要事項

#### ライフステージを通じた重要事項

- こども基本法の周知、遊びや体験活動の推進、切れ目のない保健・医療の提供、貧困対策、障害児・医ケア児等支援、児童虐待防止対策・社会的養護の推進、ヤングケアラーへの支援、自殺対策等

#### ライフステージ別の重要事項

- 誕生前～幼児期：切れ目のない保健・医療の確保、こどもの成長の保障と遊びの充実等
- 学童期・思春期：質の高い公教育の実現、居場所づくり、いじめ防止、不登校の子どもへの支援等
- 青年期：高等教育の修学支援、結婚支援、悩みや不安を抱える若者や家族への相談支援等

#### 子育て当事者への支援に関する重要事項

- 経済的負担の軽減、地域子育て支援の推進、共働き・共育での推進等

### こども施策の推進に必要な事項

#### こども・若者の社会参画・意見反映

- 国の政策決定過程へのこども・若者の参画促進、社会参画や意見表明の機会の充実、多様な声を施策に反映させる工夫、社会参画・意見反映を支える人材の育成等  
こども施策の共通の基盤となる取組
- こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援**、地域における包括的な支援体制の構築・強化、**こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革**等  
施策の推進体制等
- こども政策推進会議、こども家庭審議会、**地方公共団体との連携、安定的な財源の確保**
- 「こどもまんなか社会」の実現に向けた**こども・若者や当事者の視点に立った数値目標**と、こども・若者、子育て当事者の**置かれた状況等を把握するための指標**を設定

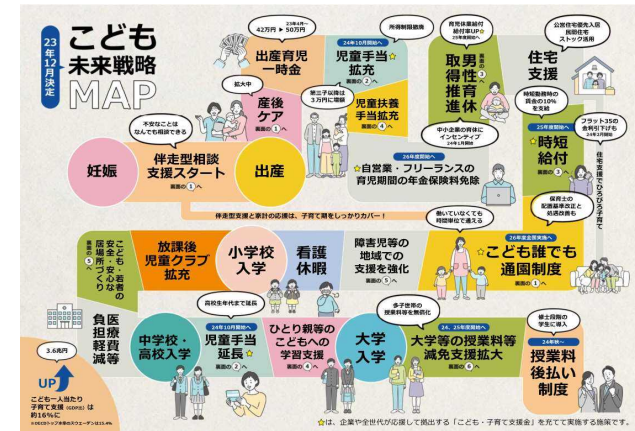
# プラン策定後の子どもを巡る国の主な計画等について

## こども未来戦略(R5.12.22閣議決定)

### 概要

次元の異なる少子化対策の実現に向けて、**取り組むべき政策強化の基本的方向や今後3年間の集中取組期間において実施すべき「こども・子育て支援加速化プラン」、将来的な子ども・子育て予算の倍増に向けた大枠を示すもの**

### 3つの基本理念と「加速化プラン」の4つの柱



基本理念	こども・子育て支援加速化プラン	
	施策の柱	具体的な施策例
(1) 若い世代の <b>所得を増やす</b>	1. ライフステージを通じた子育てに係る <b>経済的支援の強化</b> や <b>若い世代の所得向上</b> に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童手当の拡充</li> <li>出産・子育て応援交付金の支給</li> <li>出産育児一時金の引上げ</li> <li>大学等の授業料等の減免支援の拡大</li> </ul>
(2) <b>社会全体の構造・意識を変える</b>	3. <b>共働き・共育ての推進</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>育児休業給付率の引上げ(手取りで10割相当)</li> <li>親と子のための選べる働き方制度(仮称)の創設</li> <li>育児時短就業給付(仮称)の創設</li> </ul>
	4. こども・子育てにやさしい社会づくりのための <b>意識改革</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設や民間施設への優先案内や専用レーンの設置拡大</li> </ul>
(3) 全てのこども・子育て世帯を <b>切れ目なく支援する</b>	2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする <b>支援の拡充</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>伴走型相談支援と産前・産後ケアの拡充</li> <li>子ども誰でも通園制度(仮称)の創設</li> <li>ひとり親等のこどもへの学習支援</li> <li>児童扶養手当の拡充</li> <li>児童虐待への支援体制の強化</li> <li>障害児等への地域支援体制の強化</li> </ul>

# プラン策定後の子どもを巡る県の主な取組について

(仮称)滋賀県子ども基本条例の検討(R4.12月～)

## 条例の性質

子ども施策を総合的、計画的に推進するために必要な事項(理念、施策、体制等)を示すもの  
県子ども若者審議会 **条例検討部会**において、主な構成要素として、次の事項を中心とする方向で審議中

### 理念に関する事項

- **子どもの権利を保障**するとともに、県民が安心して子どもを  
生み、育てることができる社会を実現
- 現行条例では規定されていないが、こども基本法が認めて  
いる「**子どもの権利**」を**確認的規定として明示**し、これを基  
に条例の建付けを整理
- 「**子ども**」には**上限年齢を設けない**(心身の発達の過程に  
ある者等と定義)

### 体制に関する事項

- **審議会の規定**を設ける(部会の対象、権利保護等の権  
能、子ども委員の設置等)
- **権利保護に関する相談等の体制や対象範囲に関する規  
定**を設ける

### 施策の柱に関する事項

- **県行政における子どもの意見聴取に関する規定**を設ける  
(子どもの意見の尊重、施策への反映についてはこども基本  
法にも規定があるが(第3条、第11条)、これをいっくらか具  
体化して規定する方向で検討)
- **子どもの権利の保障のための体制等に関する規定**を設  
ける
- **県行政以外の領域における子どもの意見の尊重や子ど  
もの社会参画の促進に関する規定**を設ける(子どもの権  
利を含めた条例の内容の普及啓発・機運醸成等)
- **県、保護者、県民、学校等および事業主についての責  
務・役割の規定**を設ける(審議会において子どもの権利擁  
護以外の目的の要否、保護者の責務の内容、事業主の  
役割の内容、それらの優先劣後の関係等について意見が  
あり、審議中)

## その他

- 条例の検討過程において**子どもの意見を反映**する
- 条例本体とは別に**子どもにもわかりやすく言い換えた条文や解説を提供**する



# プラン策定後の子どもを巡る県の主な取組について

## 滋賀県子ども政策推進本部(R5.4.28設置)

### 目的

子どものために、子どもとともに作る県政の実現に向け、**子どもに関する施策を強力に推進**するため、**各部局の長等による推進本部**を設置(総合企画部企画調整課、健康医療福祉部子ども・青少年局、教育委員会事務局教育総務課の共管)

### 所掌事務

子ども施策の基本となる事項の**企画および立案**に関すること  
子ども施策の**総合的な推進および調整**に関すること  
子ども施策に係る**関係機関との連絡調整**に関すること  
子ども施策に係る**財源の在り方の検討**に関すること  
その他子ども施策の推進に必要な事項に関すること

### 取組内容(R5)

子ども施策のマッピングに係る**重点的に取り組む課題の整理**  
子ども連れや妊婦の方などが**気兼ねなく外出できるための取組**  
**(仮称)子ども・子育て施策推進交付金**  
**子ども情報発信の整理**  
**しがの学びと居場所の保障プラン(原案)**  
国への**要望内容(春・秋)の決定**



### 構成

#### 本部員会議

知事(本部長)、副知事(副本部長)、知事公室長、総合企画部長、総務部長、文化スポーツ部長、琵琶湖環境部長、健康医療福祉部長、商工観光労働部長、農政水産部長、土木交通部長、企業庁長、病院事業庁長、教育委員会教育長、警察本部長


#### 幹事会議

秘書課長、広報課長、企画調整課長、人事課長、行政経営推進課長、財政課長、市町振興課長、文化芸術振興課長、環境政策課長、健康福祉政策課長、子ども・青少年局長、子ども・青少年局子ども未来戦略室長、商工政策課長、農政課長、監理課長、企業庁経営課長、病院事業庁経営管理課長、教育委員会事務局教育総務課長、警察本部警務課長

# プラン策定後の子どもを巡る県の主な取組について

## 子ども施策のマッピング

県や国、市町の取組をライフステージや目的により整理し、子ども施策に関して重点的に取り組む課題を整理

	<p><b>【今後特に重点的に取り組むもの】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 早期に着手することで、子ども施策全体の推進に寄与すると考えられるもの</li> <li>• 近年、対応の必要性が高まってきているもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• これまでにすでに取り組まれており、継続するものなど</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 子どもの命・健康を守るもの</li> <li>• 現に困難な状況にある子どもへの支援に関するもの</li> </ul>	<p><b>市町間での支援の差</b>への対応(医療費助成制度の拡充)          キャリアデザイン・<b>プレコンセプションケアの推進</b>          子どもの安全の確保  <b>外国人世帯の増加</b>への対応  <b>不登校・引きこもりの増加</b>への対応</p>	<p>社会的養護等の必要な子どもへの対応          保育等の環境整備・保育人材等の確保          学びの機会を保障するための体制の充実</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 上記には該当しないが重要なもの</li> </ul>	<p>子ども・子育てにやさしい社会の<b>気運醸成</b></p> 	<p>重点的に取り組もうとする14の課題</p> <p>中小企業等における休暇取得・ワークライフバランスの推進          子ども視点での施策の構築、意見表明の環境整備          地域の子育て環境の充実          青少年の主体的な社会参画の促進          笑顔あふれる学校づくり</p>

# プラン策定後の子どもを巡る県の主な取組について

## 滋賀の教育大綱(R5.12.26策定)



### 概要

- 本県の**教育分野の最上位の計画**として、施策を総合的かつ体系的に示すもの
- 教育基本法に基づく「**教育の振興のための施策に関する基本的な計画**」、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく「**教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱**」としての位置付けも**併せ持つ**

### 計画期間

R6(2024年度)～R10(2028年度)

### 基本目標

**未来を拓く心豊かでたくましい人づくり**  
～「三方よし」で幸せ育む滋賀の教育～

### 全体的な方向性

すべての人が**愛情をもって取り組む教育**  
**学習者が主体**の教育  
**滋賀に学ぶ教育**

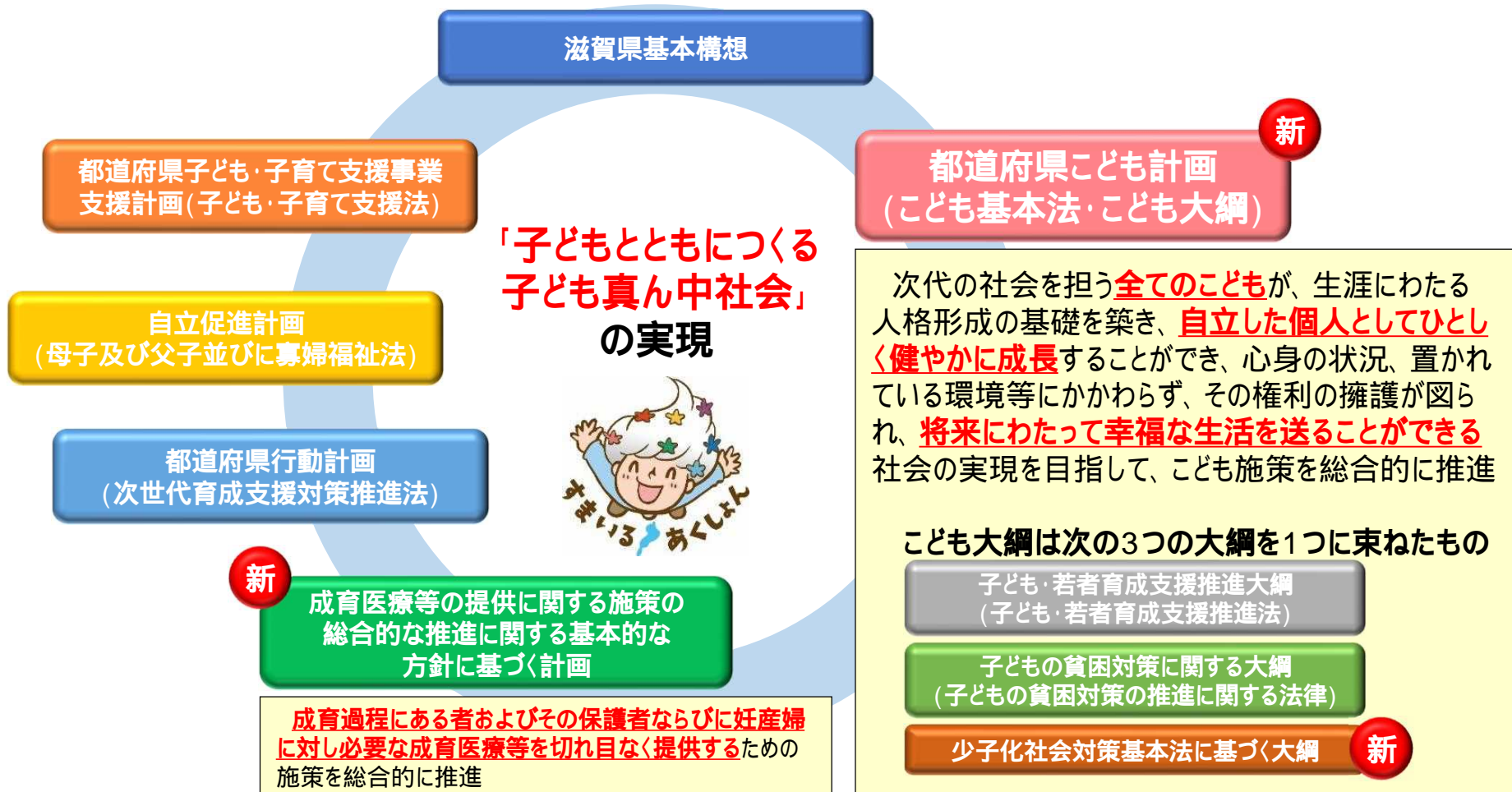
### 今後5年間に実施する主な施策

施策の柱		主な施策
柱Ⅰ 夢と生きる力を育む	(1) 知・徳・体を育む	• 確かな学力の育成、豊かな心の育成、健やかな体の育成
	(2) 主体的に社会へ参画できる資質能力を育む	• 社会参画・社会貢献意識の育成、情報活用能力の育成
	(3) 多様な学びの機会をつくる	• 滋賀に学ぶ体験活動等の推進、部活動の持続可能で適切な運営への支援
柱 学びの基盤を支える	(1) 教職員を支え、教育力を高める	• 働き方改革を通じた笑顔あふれる学校づくりの推進、教職員の資質能力の向上
	(2) 安心して学び、能力を発揮できる環境をつくる	• 子どもの心理的安全性の確保、学校安全の推進、教育DXの推進、学校施設の教育環境の整備
	(3) 多様な教育ニーズに対応する	• 特別支援教育の充実、インクルーシブ教育システム構築の推進、魅力ある県立高等学校づくりの推進、私学教育の振興
	(4) 学びを円滑につなげる	• 幼児教育・保育の充実および小学校教育との円滑な接続、大学、県立高等専門学校等の高等教育機関との連携や接続
柱 みんなが学びに関わる	(1) 生涯を通じた学びを推進する	• 生涯学習の振興、読書活動の推進、図書館を生かしたまちづくりの推進
	(2) 地域社会で学びをつなげる	• 地域と共に取り組む学びの推進、企業・NPO等と取り組む学びの推進、家庭と共に取り組む学びの推進
	(3) 困難な環境等にある人との学びを支える	• 学校や家庭での学びへの支援、多様な学びの機会や居場所の確保

# 淡海子ども・若者プラン(改定)に向けて

## 位置付け案

現行プラン同様、本県において取り組むべき子ども・若者育成支援施策を総合的かつ計画的に推進するための計画とし、次の各法に基づく計画の位置付けも併せ持つものとする



# 淡海子ども・若者プラン(改定)に向けて

## 方向性案

現行プランに示す子ども・若者施策の基本的な考え方は継承しつつ、プラン策定後の子どもを巡る国や県内の動向等を踏まえ、**子ども・若者の意見も聴きながら、更なる推進方策や数値目標等について検討**する

### こども大綱との 規定範囲の比較

主な項目は、**現行プランにも規定済**ヤングケアラーへの支援やフリースクール等の学びと居場所の保障など、**現行プラン策定後に顕在化した社会的課題**について、その他国方針等を踏まえ、**具体的な施策の盛り込みが必要**

### 次期プラン策定に 当たってのポイント

策定過程において、**子どもの意見を聴取**すること  
県子ども政策推進本部における議論を踏まえ、**子ども、教育、福祉、医療、労働等の分野横断的な計画**とすること  
必要に応じ、現在検討中の「**(仮称)滋賀県子ども基本条例**」の趣旨に沿った計画とすること  
**子どもを真ん中に置いた視点で検討**を行うこと  
**子どもにわかりやすい計画として周知できる方策について検討**を行うこと

	こども大綱	淡海子ども・若者プラン(現行)
ライフステージを通じた重要事項	(1) 子ども・若者が権利の主体であること社会全体での共有等	1 社会全体で子育て・子育てを応援
	(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり	2 安心・安全な子育て環境 3 子ども・若者の健やかな育ち 4 青少年の健全な成長
	(3) 子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供	2 安心・安全な子育て環境
	(4) こどもの貧困対策	6 子どもの貧困対策 7 ひとり親家庭への支援
	(5) 障害児支援・医療的ケア児等への支援	1 社会全体で子育て・子育てを応援 2 安心・安全な子育て環境
	(6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進およびヤングケアラーへの支援	2 安心・安全な子育て環境 5 社会的養護の推進
	(7) 子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組	2 安心・安全な子育て環境 4 青少年の健全な成長
ライフステージ別の重要事項	(1) 誕生前～幼児期：切れ目のない保健・医療の確保、こどもの成長の保障と遊びの充実等	1 社会全体で子育て・子育てを応援 2 安心・安全な子育て環境 3 子ども・若者の健やかな育ち 4 青少年の健全な成長
	(2) 学童期・思春期：質の高い公教育の実現、居場所づくり、いじめ防止、不登校の子どもへの支援等	5 社会的養護の推進 6 子どもの貧困対策 7 ひとり親家庭への支援
	(3) 青年期：高等教育の修学支援、結婚支援、悩みや不安を抱える若者や家族への相談支援等	
子育て当事者への支援に関する重要事項	(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減	2 安心・安全な子育て環境 6 子どもの貧困対策 7 ひとり親家庭への支援
	(2) 地域子育て支援、家庭教育支援	2 安心・安全な子育て環境 6 子どもの貧困対策
	(3) 共働き・共育の推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大	2 安心・安全な子育て環境
	(4) ひとり親家庭への支援	7 ひとり親家庭への支援



## 淡海子ども・若者プランの改定に係る検討の進め方等について

### 1 趣旨

本県では、滋賀で生まれ、育つ子ども一人ひとりが、心身共に健やかに成長し、社会の主演として育ってほしいと考え、本県における子ども政策の総合的な計画として、令和2年3月に「淡海子ども・若者プラン」を改定し、令和6年度までの5年間を計画期間として事業を実施している。

その後、国においては、本年4月のこども家庭庁の設置、こども基本法の施行などのほか12月にはこども大綱の策定などがなされ、子ども基本法では国が定めるこども大綱を勘案して都道府県こども計画の策定に努めることとされた。本県においても、「子ども・子ども・子ども」を県政の柱として、子どもの意見の反映や子どもを中心に置いた施策の構築なども含め、子ども政策の一層の拡大を図っているところ。

これらの状況を踏まえ、現プランの計画期間の終期である令和6年度末までに次期計画を策定するため、必要な検討を行う。

### 2 計画期間等

- ・計画期間：令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）（5年間）

### 3 計画の位置づけ

滋賀県において取り組むべき子ども政策を総合的かつ計画的に推進するための計画とする。

（「滋賀県基本構想」等、県の関係する諸計画との整合性を図る。）

併せて、関係法に基づく以下の計画の位置付けも併せ持つ計画とする。

子ども・子育て支援法第62条に規定される「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」

子ども・若者育成支援推進法第8条に規定される「都道府県子ども・若者計画」

母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に規定される「自立促進計画」

次世代育成支援対策推進法第9条に規定される「都道府県行動計画」

子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に規定される「都道府県子どもの貧困対策計画」

追加 こども基本法第10条に規定される「都道府県こども計画」

追加 成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針に基づく計画

### 4 次期計画策定に当たってのポイント

- ・こども基本法において、国および地方公共団体は、こども施策の策定、実施、評価に当たり子ども・若者の意見を幅広く聴取し反映させるために必要な措置を講じることとされていることを踏まえ、次期計画策定過程において子どもの意見を聞くこととする。
- ・本県における子ども政策の総合的な推進のため、知事を本部長として部局をまたいだ施策の立案、調整を行う滋賀県子ども政策推進本部を4月に設置し、今後重点的に取り組むべき課題を整

理していることから、同本部における議論を踏まえ、子ども、教育、福祉、医療、労働等の分野横断的な計画とする。

- ・ 必要に応じ、現在検討中の「(仮称)滋賀県子ども基本条例」の趣旨に沿った計画とする。
- ・ 子どもを真ん中に置いた視点で検討を行う。
- ・ 子どもにわかりやすい計画として周知できる方策について検討を行う。

## 部会の設置について

次期「淡海・子ども若者プラン」策定の検討に当たり、以下のとおり新たに部会を設置し、各所掌事務について審議を行うこととしたい。

## 滋賀県子ども若者審議会

## 新設 部会1

名称：子ども真ん中企画検討部会

構成人数：8人以内

- 所掌事務：
- ・子どもを真ん中に置いた子ども政策全般に関すること
  - ・子どもの意見反映やわかりやすい計画策定等に関すること
  - ・その他関連する事項

存置

存置

## 新設 部会2

名称：子ども・子育て支援検討部会

構成人数：10人以内

- 所掌事務：
- ・子育てに関すること（子育て家庭への県からの支援、成育医療等）
  - ・安心・安全な子育て環境に関すること（就学前教育・保育の充実、仕事と家庭の両立支援等）
  - ・その他関連する事項

## 新設 部会3

名称：社会的養護検討部会

構成人数：10人以内

- 所掌事務：
- ・社会的養護の推進に関すること（児童虐待の防止、早期発見・対応、子どもの保護・ケア、自立支援等）
  - ・その他関連する事項

## 新設 部会4

名称：青少年育成・自立支援検討部会

構成人数：9人以内

- 所掌事務：
- ・子ども・若者の健やかな育ちに関すること（学校教育の充実、社会的自立・職業的自立の促進等）
  - ・青少年の健全育成に関すること（健全育成の推進、非行少年等への対応）
  - ・その他関連する事項

## 新設 部会5

名称：ひとり親家庭・子どもの貧困検討部会

構成人数：10人以内

- 所掌事務：
- ・子どもの貧困対策に関すること（教育支援、生活支援、就労支援、経済的支援等）
  - ・ひとり親家庭への支援に関すること（就労支援・生活支援、経済的支援、相談体制確保等）
  - ・その他関連する事項

児童養護施設等の  
子どもの権利擁護  
部会  
(8人)

条例検討  
部会  
(17人)

## 滋賀県子ども若者審議会委員名簿

（任期 令和4年11月11日～令和7年11月10日）

（50音順、敬称略）

氏 名	現 職	
池内 正博	(一社)滋賀県労働者福祉協議会 理事	
磯部 美也子	奈良大学社会学部 教授	
宇野 真利亜	滋賀県国公立幼稚園・こども園長会 副会長	新
小椋 学	東近江市こども政策課 課長	
大野 けい子	甲良町 教育次長	新
菊地 美和子	滋賀県民生委員児童委員協議会連合会 理事	
静永 賢瑞	(一社)滋賀県保育協議会 会長	
炭谷 将史	花園大学社会福祉学部 教授	
住吉 厚志	草津市立玉川小学校 校長	
富長 弘宣	滋賀県青年団体連合会 会長	
伏木 与司広	滋賀県PTA連絡協議会 理事	新
西村 嘉記	公募委員	
野田 正人	立命館大学大学院人間科学研究科 特任教授	
林 章浩	(一社)滋賀経済産業協会	
原 未来	滋賀県立大学人間文化学部 准教授	
廣瀬 香織	(一社)ママサポートコミュニティ 代表理事	
藤井 駒里	公募委員	
金山 里美	(特非)四つ葉のクローバー	
松浦 正江	滋賀県市町保健師協議会 副会長	新
山之内 洋	滋賀県児童福祉入所施設協議会 会長	